

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、国民健康保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法および個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

練馬区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

基本情報
(別添1) 事務の内容
特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
その他のリスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添3) 変更箇所

基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	国民健康保険に関する事務
事務の内容	<p>1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険に係る以下の事務を行う。</p> <p>社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定(ノーコード型電子申請システムを用いた、脱退申請の受付を含む)</p> <p>所得等の情報を基にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課</p> <p>国民健康保険料の収納管理業務</p> <p>医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払</p> <p>申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求</p> <p>2 オンライン資格確認等システムに係る以下の事務を行う。</p> <p>令和2年10月より「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づきマイナンバーカード等を使用したオンライン資格確認の仕組みが導入された。</p> <p>オンライン資格確認に係る事務については国民健康保険法に「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」および「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が盛り込まれている。</p> <p>このことを踏まえ、オンライン資格確認等システムの業務について、当区を含めた医療保険者等が共同して国保連合会および支払基金に以下のとおり委託する。国保連合会は国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)に再委託を行い、国保中央会および支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運用を行う。</p> <p>なお、医療機関等がオンライン資格確認のために使用するシステム(オンライン資格確認等システム)の構築・運用については取りまとめ機関の所掌であるため、当区での評価は行わない。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴情報の管理</p> <p>当区より国保連合会に委託し、国保連合会より国保中央会に再委託を行う。</p> <p>国保中央会が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当区から被保険者および世帯構成員の個人情報を抽出し、国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバーでの当区被保険者資格情報をオンライン資格確認等システムと連携させる処理</p> <p>当区より支払基金に委託を行う。</p> <p>支払基金は、オンライン資格確認等システムで管理している情報と、当区の被保険者資格情報を連携させるために機関別符号を取得し、紐付け番号を発行し、当区が管理する被保険者番号と対応させ、オンライン資格確認等システムへ当区の被保険者資格情報を連携させる。</p>
対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p>< 選択肢 ></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

システム1									
システムの名称	国民健康保険システム								
システムの機能	<p>資格・賦課 資格取得 / 喪失、適用開始 / 終了機能 社会保険離脱 / 加入等の異動発生時に、国保資格の取得 / 喪失および適用開始 / 終了処理を行う機能</p> <p>世帯変更機能 世帯合併等の異動発生時の世帯変更処理および世帯の継続性の設定 / 解除を行う機能</p> <p>資格照会機能 国保世帯の構成員情報、世帯主履歴、被保履歴、異動履歴、証交付履歴、非自発的失業者、負担金割合、世帯継続一覧、国保資格取得喪失年月日および市町村被保険者IDの画面照会を行う機能</p> <p>資格変更機能 資格区分の変更、資格情報の修正等の処理を行う機能</p> <p>保険証関連機能 被保険者証、滞納短期証、資格証明書、高齢受給者証等の出力 / 回収処理を行う機能</p> <p>賦課処理機能 賦課計算、納入通知書出力、減免情報の入力、徴収方法変更、調定額変更等の処理を行う機能</p> <p>賦課照会機能 国保世帯の賦課根拠と、賦課額および期別賦課額等の賦課情報の照会を行う機能</p> <p>収納 調定情報管理機能 賦課異動情報を取り込み、調定情報を登録・更新する機能</p> <p>収入金管理機能 窓口徴収、コンビニ収納データ、金融機関の入金情報を基に消込処理を行う機能</p> <p>口座振替管理機能 口座振替を希望する住民の口座から、金融機関送付用のデータ作成、各種帳票の作成を行う機能</p> <p>収納情報管理機能 納付義務者の収納状況表示、納付証明書の発行を行う機能</p> <p>過誤納管理機能 過誤納データを基に、過誤納金の充当・還付処理を行う機能</p> <p>督促管理機能 督促状の発行、発行停止等の処理を行う機能</p> <p>返戻・公示機能 住所不明などの返戻情報を入力し、公示送達処理を行う機能</p> <p>給付 レセプト処理機能 レセプト情報および柔道整復分審査結果情報の登録・更新を行う機能</p> <p>療養費処理機能 療養費の申請受付、修正、支給処理を行う機能</p> <p>高額療養費処理機能 高額療養費の申請書出力、申請受付、修正、支給処理を行う機能</p> <p>出産育児一時金、葬祭費処理機能 出産育児一時金、葬祭費の申請受付、修正、支給処理を行う機能</p> <p>証処理機能 限度額適用認定証、結核精神受給者証、特定疾病療養受療証の申請受付、修正、交付処理を行う機能</p> <p>不当利得処理機能 不当利得の決定、修正、消込処理を行う機能</p> <p>第三者行為処理機能 第三者行為に係る申請受付、修正、求償処理を行う機能</p> <p>差額処理機能 差額支給の申請受付、修正、支給処理を行う機能</p> <p>貸付処理機能 高額療養費、出産育児一時金の貸付申請受付、修正、支給処理を行う機能</p>								
他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

システム2	
システムの名称	団体内統合宛名システム
システムの機能	<p>団体内統合宛名システムとは、国民健康保険システム(当評価書システム1)の「他のシステムとの接続」でいう宛名システム等のことをいう。</p> <p>中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能</p> <p>宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人情報と紐付けて保存し、管理する機能</p> <p>宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能</p> <p>既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (中間サーバー)</p>
システム3	
システムの名称	中間サーバー
システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得()や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムおよび既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、当区においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。</p> <p>情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能</p> <p>職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム6	
システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム 国保事務において取り扱う機能についてのみ記載
システムの機能	1 本人確認情報検索機能 基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の組み合わせをキーとし、本人確認情報の検索を行う機能 2 地方公共団体情報システム機構への情報照会機能 個人番号または基本4情報の組み合わせをキーとし、本人確認情報照会を行う機能
他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム7	
システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、区市町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会および情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐付けが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</p> <p>1 資格履歴管理事務に係る機能 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(またはその一部)、資格情報および各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(1)。 被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐付けが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 機関別符号取得(2)[評価対象外] ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成了り、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 情報照会 および 情報提供(副本情報)[実施しないため評価対象外] ・区市町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(2)[評価対象外] ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない)を提供する。 2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>3 本人確認事務に係る機能 個人番号取得 および ()基本4情報取得[実施しないため評価対象外] ・区市町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>

他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (国保情報集約システム)
システム8	
システムの名称	ノーコード型電子申請システム
システムの機能	1. 電子申請機能 住民が、申請事項や連絡先などの入力、ファイルの添付を行い、地方公共団体に電子申請する機能。地方公共団体は、システムの管理画面から申請情報を閲覧・ダウンロードし、受け付ける。 2. 帳票出力機能 1の申請で受け付けたデータを、任意の様式でPDFとして出力を行うことができる機能。
他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
3. 特定個人情報ファイル名	
1 国民健康保険資格賦課ファイル 2 国民健康保険収納管理情報ファイル 3 国民健康保険給付管理ファイル	

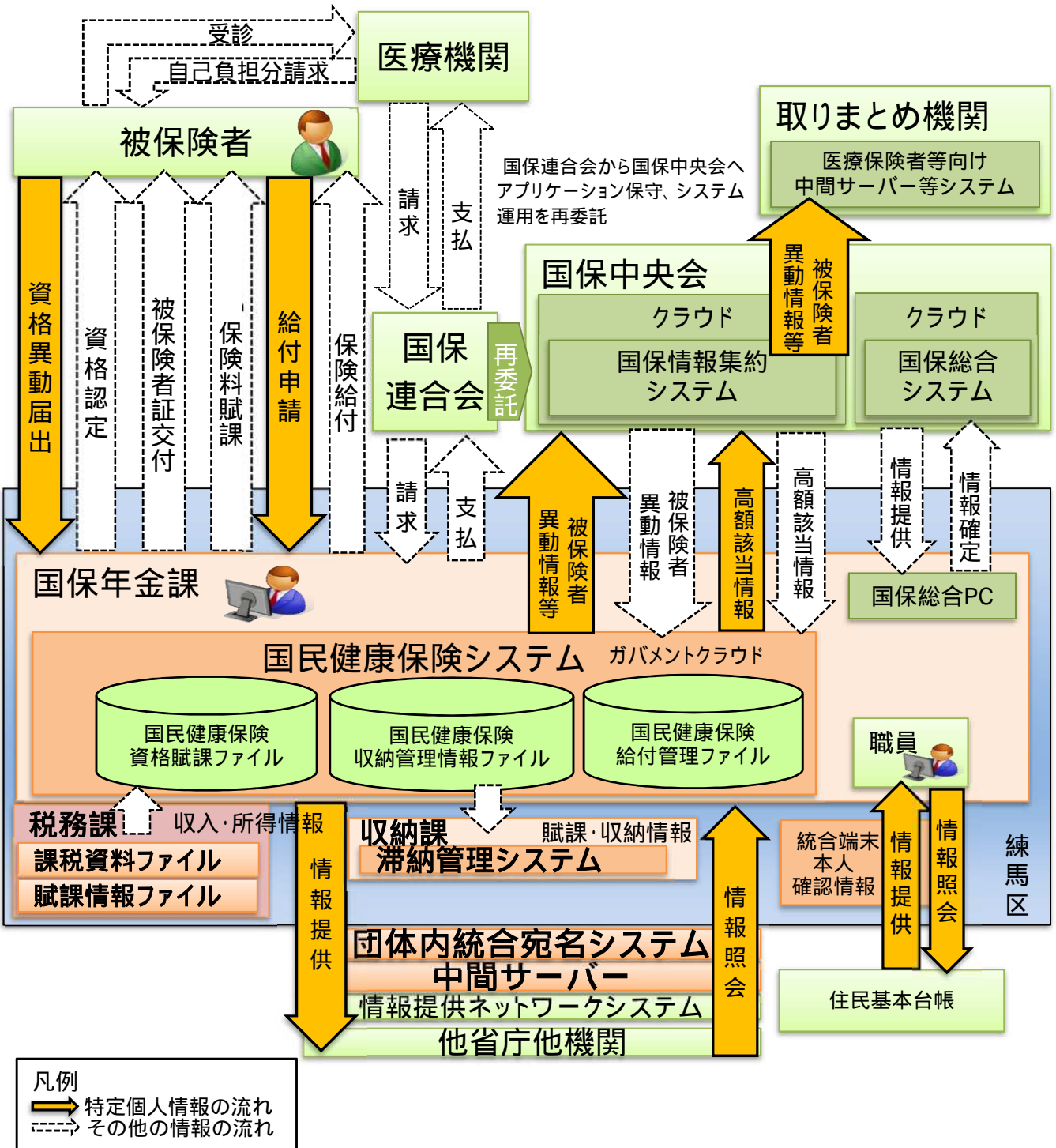
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

<p>事務実施上の必要性</p>	<p>1 国民健康保険資格賦課ファイル 国民健康保険資格賦課ファイルは、国民健康保険の資格関連情報、賦課関連情報を正確に記録・管理することを目的とし、以下の用途で用いられる。 資格異動の申請受付、審査、応答 被保険者証、滞納短期証、資格証明書、高齢受給者証等の出力/回収 資格情報の照会 一部負担金の割合判定 賦課計算および納入通知書の出力 賦課情報の照会 (都内における転居での)資格継続業務 オンライン資格確認等システムの業務()</p> <p>2 国民健康保険収納管理情報ファイル 国民健康保険収納管理情報ファイルは、国民健康保険の保険料の収入に関する情報を正確に記録・管理することを目的とし、以下の用途で用いられる。 入金情報の消込処理 保険料の口座振替のための、金融機関送付データ作成、帳票の印刷 収納情報の照会 過誤納金の充当・還付 督促状の発行、発行停止 催告書の発行</p> <p>3 国民健康保険給付管理ファイル 国民健康保険給付管理ファイルは、国民健康保険の給付に関する情報を正確に記録・管理することを目的とし、以下の用途で用いられる。 療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の申請受付、審査、決定、応答 不当利得の決定、消込、応答 第三者行為に係る申請受付、審査、決定、応答 差額支給の申請受付、審査、決定、応答 高額療養費、出産育児一時金の貸付申請受付、審査、決定、応答 限度額認定証、結核精神受給者証、特定疾病療養受療証の申請受付、審査、交付、応答 (都内における転居での)高額該当情報の引継業務 オンライン資格確認等システムの業務()</p> <p>オンライン資格確認等システムの業務 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報情報を保有する。</p>
<p>実現が期待されるメリット</p>	<p>1 住民の負担軽減および被保険者の利便向上 個人番号を利用した本人確認を実施することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。 また、従前文書による他庁照会を実施していた事務について、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うことにより、データによる照会が可能となることで、事務処理の精度・速度の向上が図られ、もって被保険者の利便に資することが期待できる。</p> <p>2 オンライン資格確認等システムの業務 オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。</p>

5. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 つぎに掲げる事務については、下記(1)から(3)までのとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ・所得等の情報を基にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ・国民健康保険料の収納管理業務 ・医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ・申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求 <p>(1) 番号法第9条第1項および別表の44の項 (2) 番号法第9条第2項 (3) 練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月19日条例第49号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第2項および別表第二の3の項</p> <p>2 オンライン資格確認等システムの業務については、下記のとおり</p> <p>(1) 番号法 第9条第1項および別表の44の項 (2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項および第2項 (3) 住民基本台帳法第30条の9 別表第一の73の2の項(J-LIS照会による本人確認)</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p style="text-align: right;">< 選択肢 ></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>1 つぎに掲げる事務については、下記(1)のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ・所得等の情報を基にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ・国民健康保険料の収納管理業務 ・医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ・申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求 <p>(1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 (情報照会の根拠) 69, 70, 71の項</p> <p>2 オンライン資格確認等システムの業務については、下記のとおり</p> <p>(1) 番号法 附則第6条第4項 (情報連携のためではなくオンライン資格確認等システムの業務のための機関別符号を取得する等) (2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項および第2項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
部署	区民部 国保年金課 / 収納課
所属長の役職名	国保年金課長 / 収納課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

A. 国民健康保険の業務全体

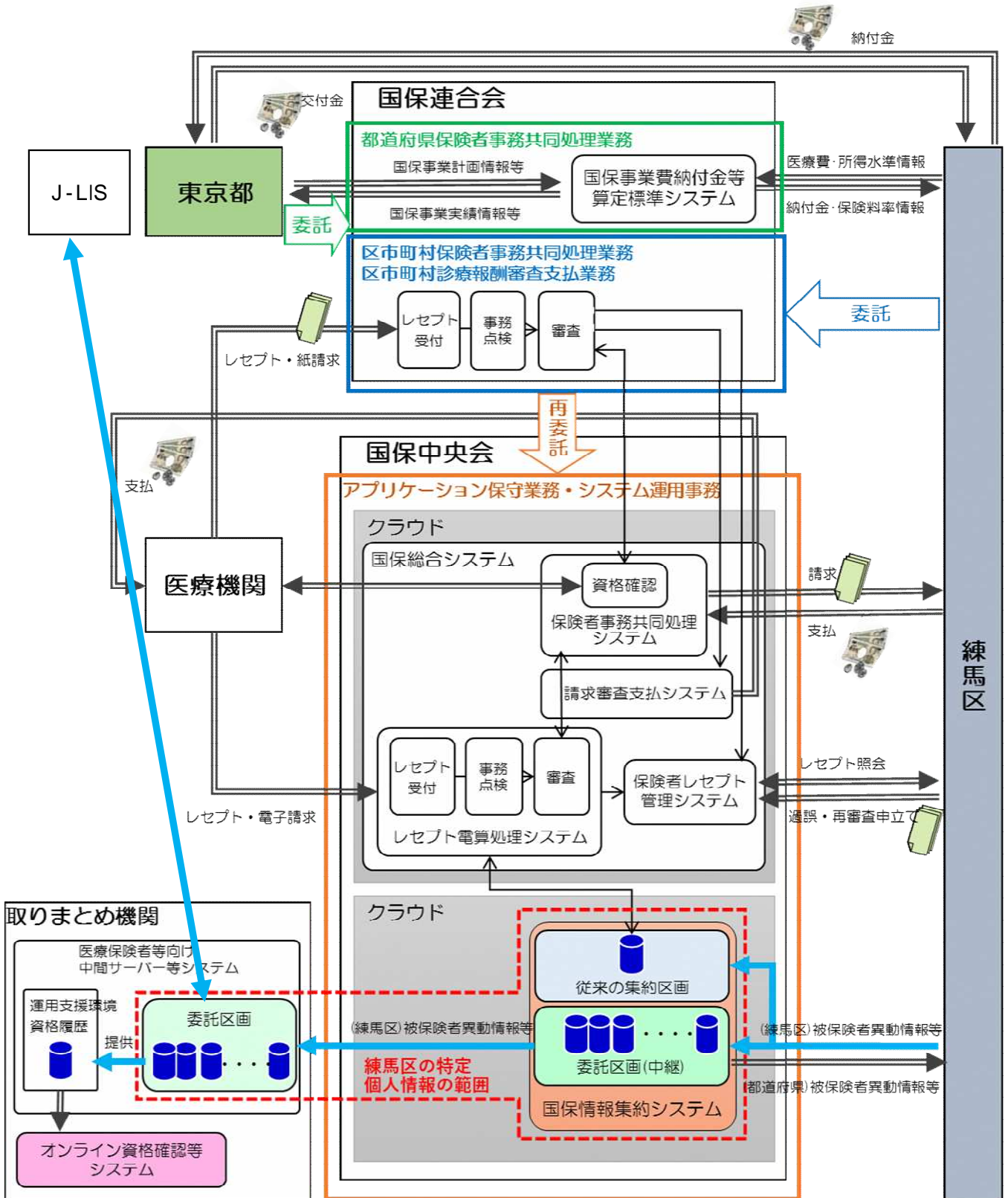


(備考)

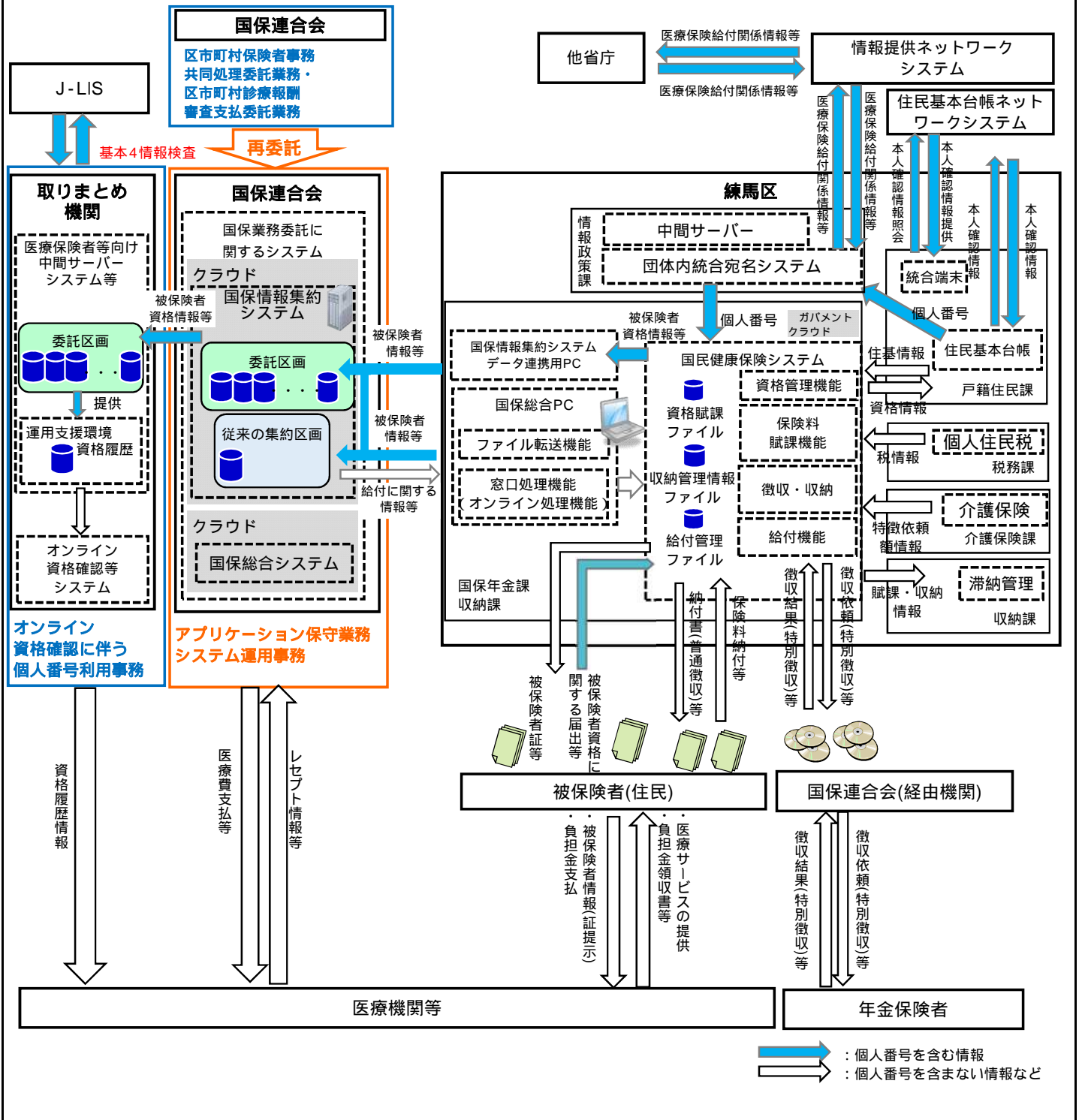
国民健康保険資格賦課ファイル	被保険者より資格異動届を收受する(窓口・郵送・ノーコード型電子申請システムを用いた、脱退申請の受付を含む) 資格異動届に基づき取得・喪失等の資格認定の処理を行う 被保険者証等の交付を行う 保険料賦課の基礎となる所得情報を入手する 70～74歳の被保険者に係る一部負担金割合の判定を行う 被保険者に対し所得情報に基づいて保険料賦課を行う 被保険者異動情報等を送信する 被保険者異動情報を受信する 被保険者の本人確認情報を照会・取得する 国保情報集約システムより医療保険者等向け中間サーバに被保険者異動情報等を送信する(オンライン資格確認等システムで利用するため)
国民健康保険収納管理情報ファイル	滞納管理システムが国民健康保険システムより賦課・収納情報を入手する
国民健康保険給付管理ファイル	被保険者が保険給付に係る申請を行う 申請に係る保険給付を行う 被保険者証を提示して医療機関を受診する 医療費の自己負担分を被保険者に対し請求する レセプトを作成し国保連合会を經由して保険者負担分の請求をする レセプトを審査し保険者負担分の請求をする レセプト請求に基づいた保険者負担分の支払をする 支払いを受けた保険者負担分を医療機関に支払う 高額該当情報を送信する 高額該当情報を受信する 継続候補世帯情報が提供される 継続世帯を確定する 国保情報集約システムより医療保険者等向け中間サーバに被保険者異動情報等を送信する(オンライン資格確認等システムで利用するため)

(別添1) 事務の内容

B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係



C. 国保総合PC, 国保情報集約システムと当区システムとの関係



(備考)

1. 区市町村保険者事務共同処理業務

- ・国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
- ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- ・上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。
- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保情報集約システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

2. 都道府県保険者事務共同処理業務

- ・都道府県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険収納必要額を確保するために、所得水準に基づき区市町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

3. 区市町村診療報酬審査支払業務

- ・保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

4. オンライン資格確認等システムの業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務

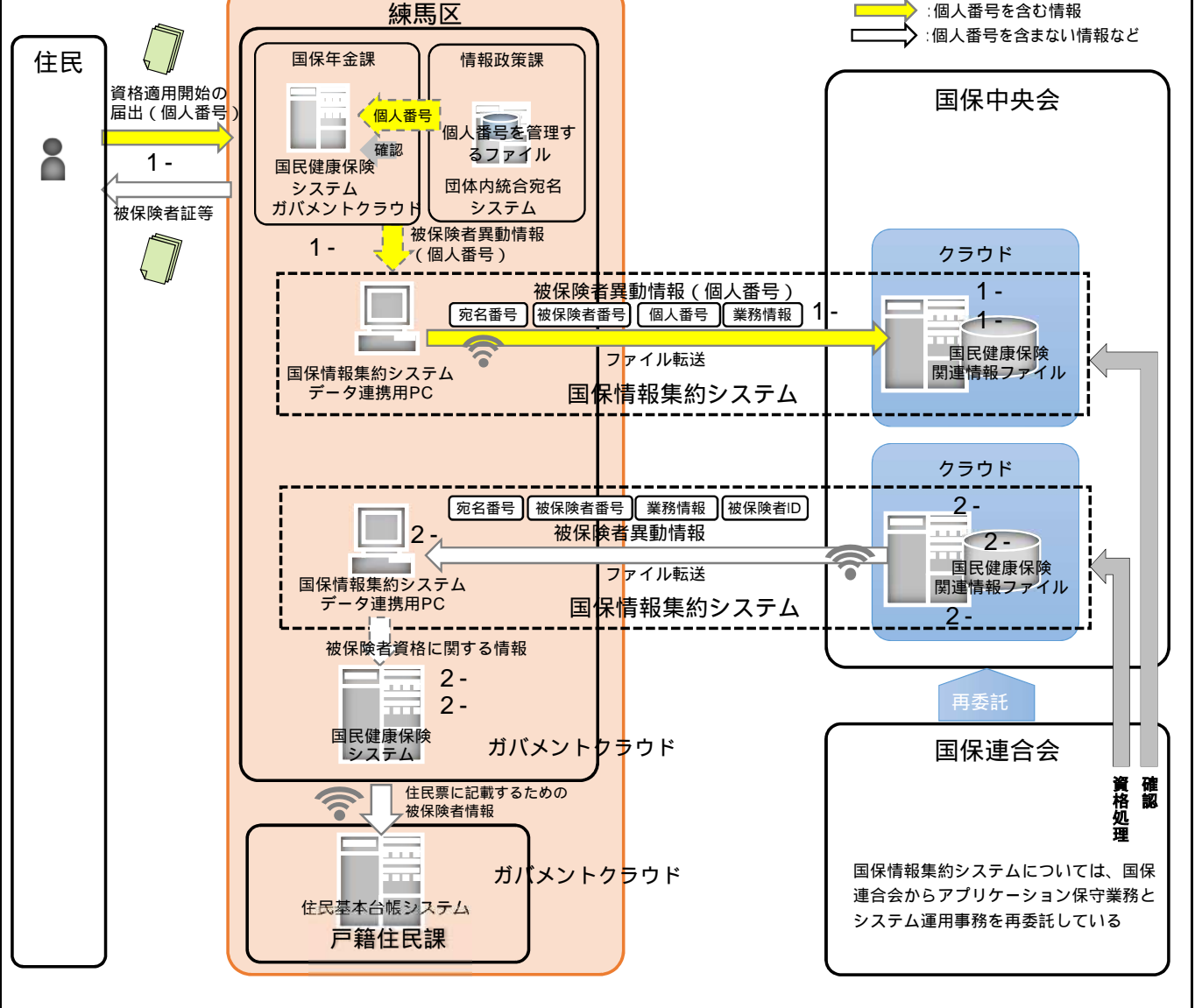
オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐付け管理などを行う。

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務

情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

(別添1) 事務の内容

1. 資格継続業務



(備考)

1. 資格継続業務

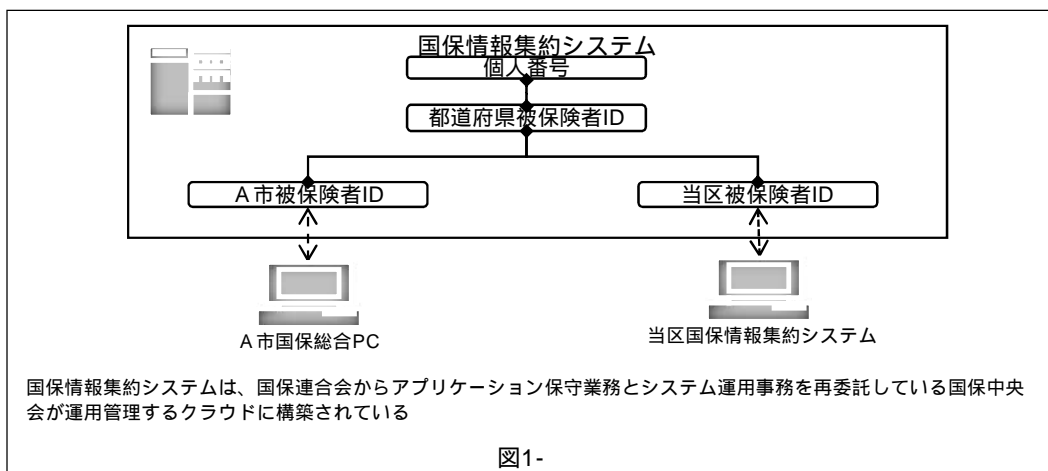
・ 国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他区市町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が区市町村であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自区市町村で事務を行う対象の被保険者である期間を、区市町村は適用開始日と適用終了日で管理することになる。

・ 国民健康保険の被保険者資格が同一都道府県内の他区市町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を区市町村が国保総合(国保情報集約)システムに送信することで、国保総合(国保情報集約)システム上では、転出地区市町村から送付された被保険者情報と転入地区市町村から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。

・ また、区市町村では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保情報集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。(情報の送受信を実行するシステムについて、当区は、国保情報集約システムを使用する。)

(1) 被保険者異動情報等の送信

- 1- 区民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1- 国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。個人番号は、団体内統合宛名番号システムを参照する。ネットワークにより被保険者異動情報データを、国保情報集約システムのデータ連携用PCへファイル転送する。
- 1- 国保情報集約システムのデータ連携用PCから、国保連合会の国保情報集約システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1- 国保連合会の国保情報集約システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1- 国保連合会の国保情報集約システムでは、区市町村から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、区市町村別かつ被保険者別に付与された区市町村被保険者IDとが紐付けられて、国保情報集約システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。



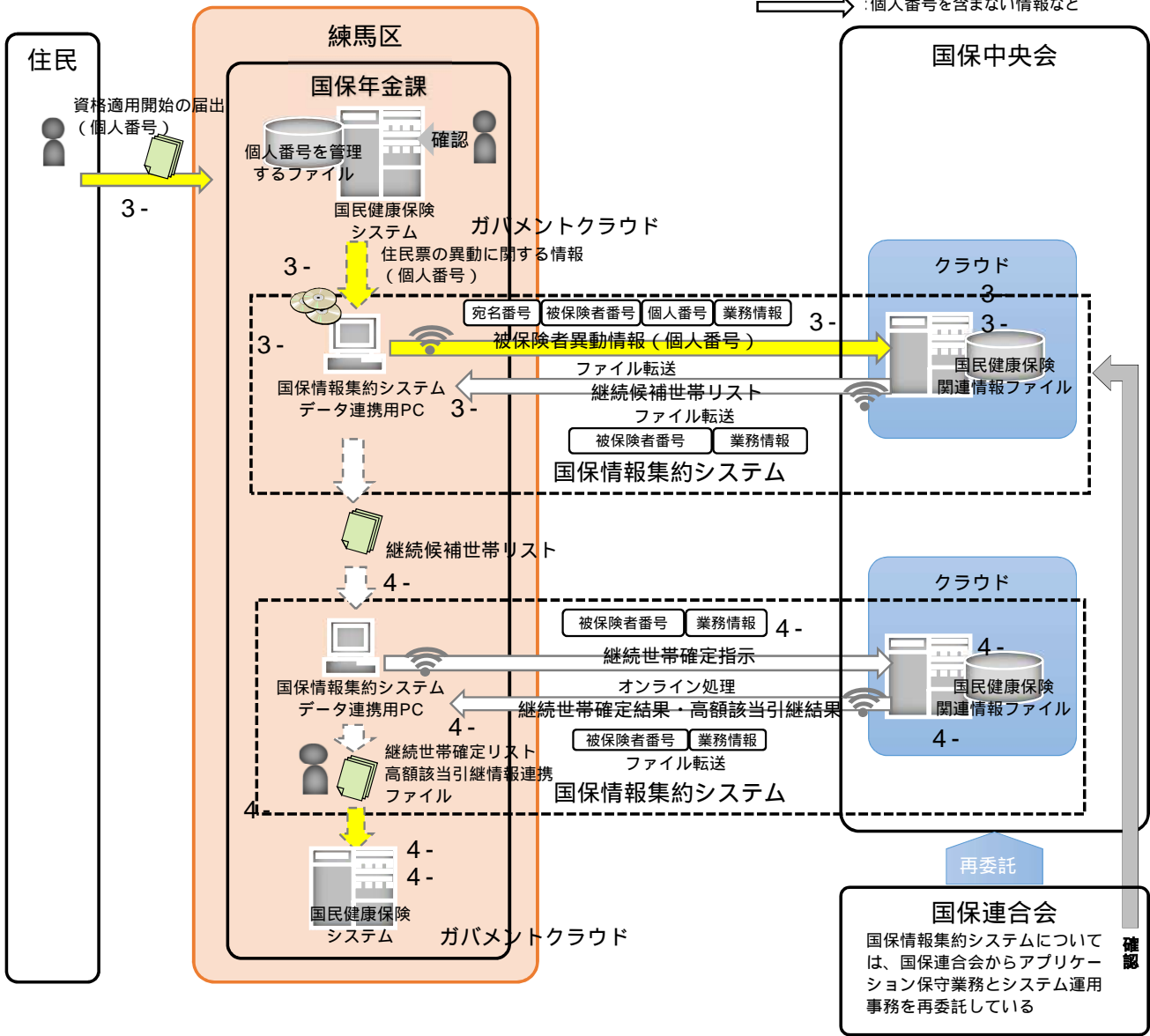
(2) 被保険者異動情報の受信

- 2- (1)において区市町村の国保総合PCまたは国保情報集約システムデータ連携用PCから国保連合会の国保総合(国保情報集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、都道府県内の区市町村間を転居した場合には、転出区市町村と転入区市町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保情報集約)システムによってチェックする。
- また、国保総合(国保情報集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2- 国保連合会の国保総合(国保情報集約)システムでは、区市町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐付き、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付けされている。
- 2- 国保連合会の国保総合(国保情報集約)システムには、都道府県単位の被保険者異動情報が管理される。
- 2- 国保連合会の国保総合(国保情報集約)システムから区市町村の国保総合PCまたは国保情報集約システムデータ連携用PCに、被保険者異動情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2- 当区では、当区の国保情報集約システムデータ連携用PCから被保険者異動情報をネットワークにより、国民健康保険システムにファイル転送する。
- 2- 国民健康保険システムでは、ファイル転送された被保険者異動情報に基づいて、同システムの都道府県単位の被保険者異動情報を更新する。当区では、すでに被保険者異動情報が管理されているため、そこに都道府県単位の被保険者異動情報を追加して管理する。

(別添1) 事務の内容

2. 高額該当の引き継ぎ業務

→ : 個人番号を含む情報
 → : 個人番号を含まない情報など



(備考)

2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・ 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・ 国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が同一都道府県内の他区市町村へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・ なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。

(3) 継続候補世帯の抽出

- 3- 区民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険システムに当該情報を登録する。
 - 3- 国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。個人番号は、団体内統合宛名システムを参照する。
- ネットワークにより被保険者異動情報データを、国保情報集約システムのデータ連携用PCへファイル転送する。
- 3- 国保情報集約システムのデータ連携用PCから、国保連合会の国保情報集約システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
 - 3- 国保連合会の国保情報集約システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
 - 3- 国保連合会の国保情報集約システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
 - 3- 国保連合会の国保情報集約システムで、継続候補世帯リストを配信する。
 - 3- 当区の国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

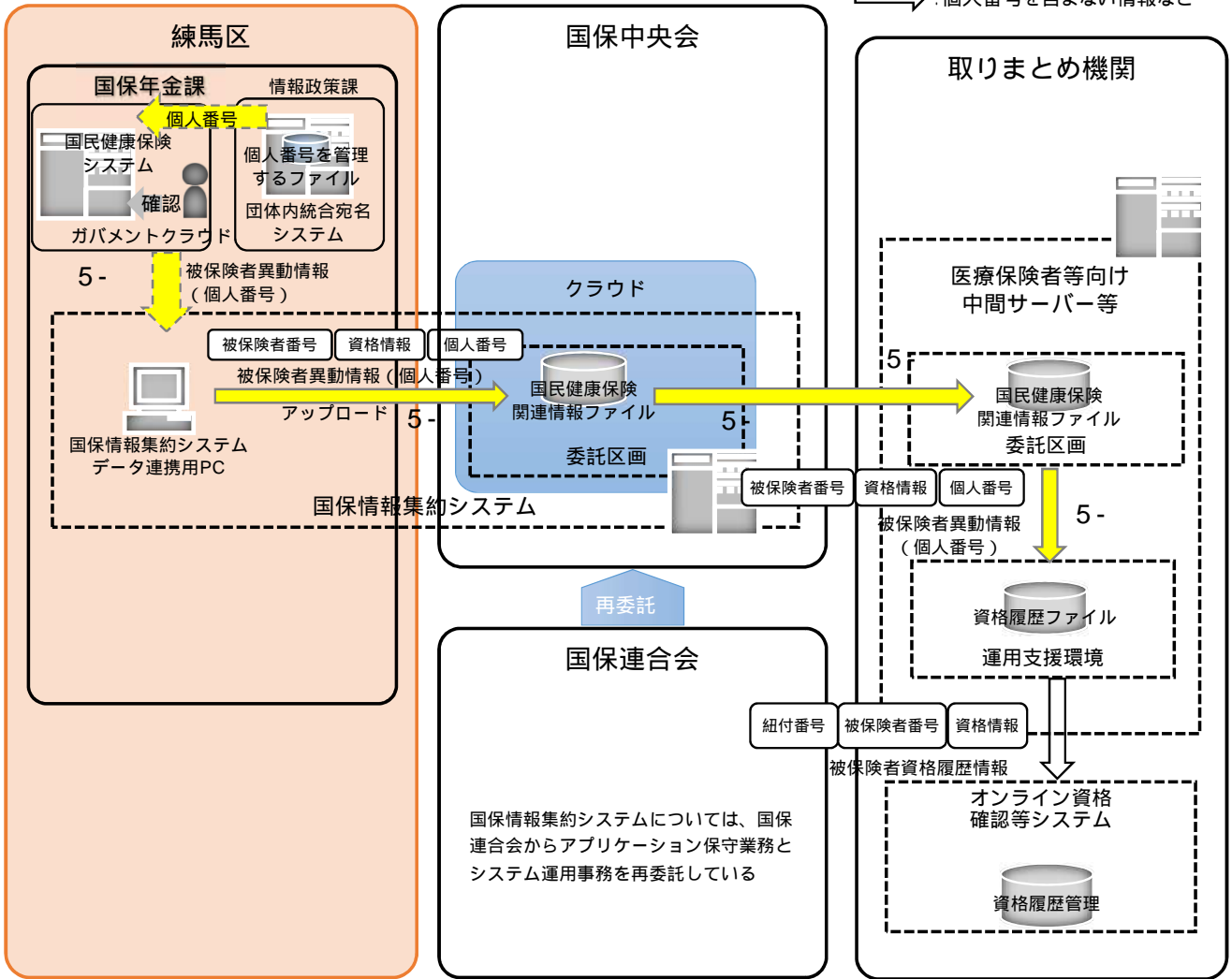
(4) 継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4- 継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、当区の国保総合PCに必要な事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4- 当区の国保情報集約システムデータ連携用PCを通して、国保連合会の国保情報集約システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4- 国保連合会の国保情報集約システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4- 国保連合会の国保情報集約システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4- 国保連合会の国保情報集約システムから当区の国保情報集約システムデータ連携用PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4- 当区では国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。
- 4- 当区では当区の国保情報集約システムのデータ連携用PCから高額該当引継情報連携ファイルをネットワークにより、国民健康保険システムにファイル転送する。
- 4- 国民健康保険システムでは、ファイル転送された高額該当引継情報連携ファイルに基づいて、同システムの高額該当情報を更新する。

(別添1) 事務の内容

3. オンライン資格確認等システムで用いるための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

→ (黄) : 個人番号を含む情報
 → (白) : 個人番号を含まない情報など

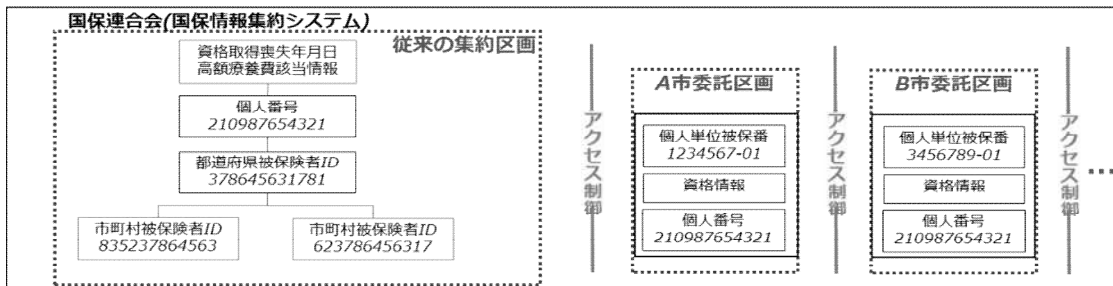


(備考)

3. オンライン資格確認等システムで用いるための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供
- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
 - ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、区市町村において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5) 被保険者異動情報等の送信

- 5- 国民健康保険システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)について被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。個人番号は、団体内統合宛名システムを参照する。ネットワークにより被保険者異動情報データを、国保情報集約システムのデータ連携用PCへファイル転送する。
- 5- 国保情報集約システムのデータ連携用PCから、国保連合会の国保情報集約システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 5- 国保連合会の国保情報集約システムの委託区画では、区市町村から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。
- 国保情報集約システムの委託区画では、区市町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため国保情報集約システム内では、特定個人情報に関する機関間(区市町村間)の提供等は発生しない。

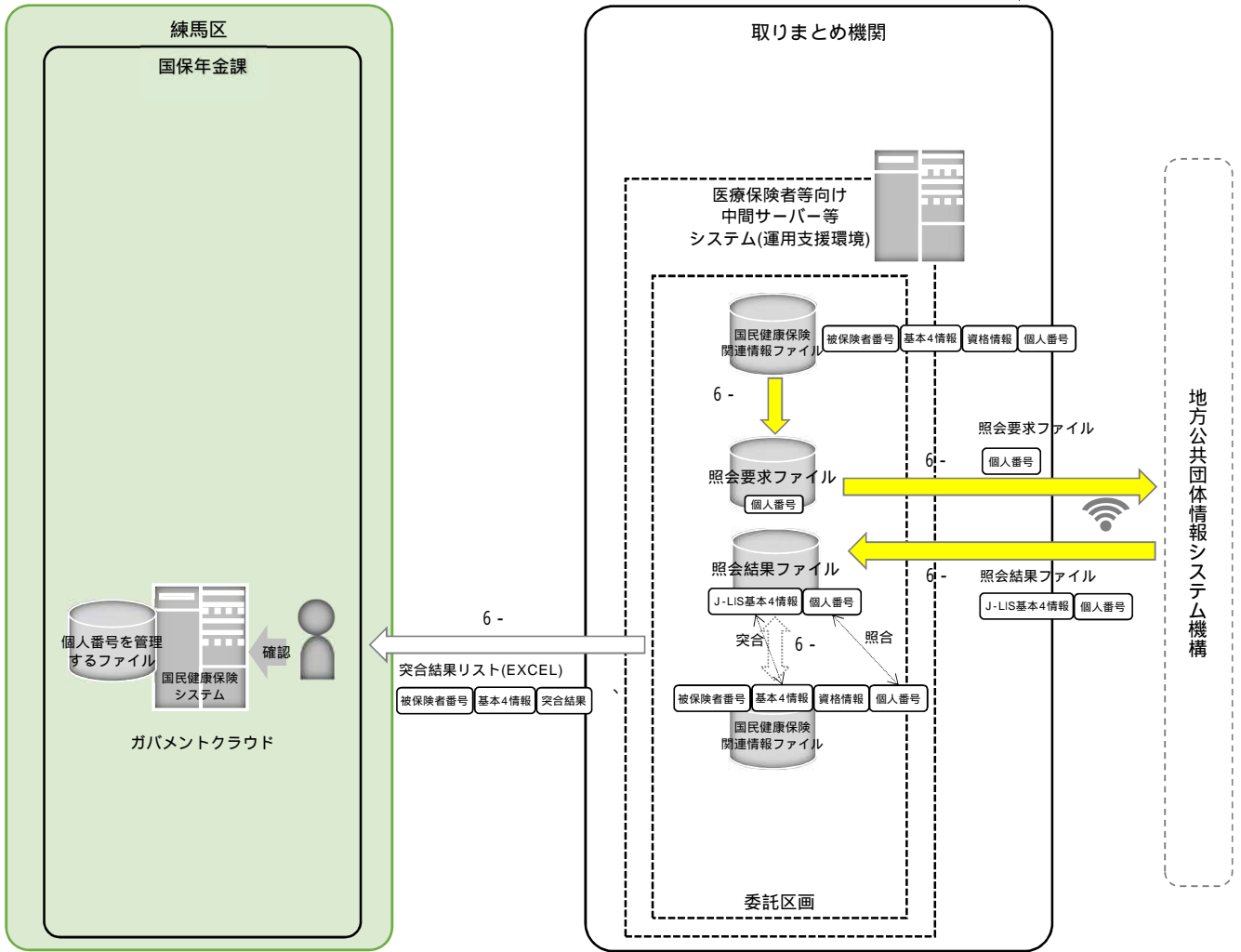


国保情報集約システムは、国保連合会からアプリケーション保守業務とシステム運用事務を再委託している国保中央会が運用管理するクラウドに構築されている

- 5- 医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保集約システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、区市町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。
- 5- 医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、区市町村から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)

→ :個人番号を含む情報
→ :個人番号を含まない情報など



(備考)

4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)

- ・取りまとめ機関は、医療保険者等向け中間サーバー等にて管理している加入者の資格履歴情報の本人確認情報についてJ-LIS照会を行う。
- ・取りまとめ機関は、上述のJ-LIS照会の結果を、区市町村へ通知する。

(6)被保険者異動情報等の送信

- 6- 区市町村から国民健康保険に関する「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」の再委託を受けたとりまとめ機関が、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画に登録されている被保険者資格情報の正確性を担保するために、同区画の同情報から「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を抽出する。
- 6- 取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムに「基本4情報照会要求ファイル(個人番号)」を送信する。
- 6- 取りまとめ機関は、住民基本台帳ネットワークシステムから、照会結果ファイル(照会対象者の基本4情報(本人確認情報) + 個人番号)を取得(受信)する。
- 6- 取りまとめ機関は、照会結果ファイルと委託区画に登録されている被保険者資格情報の基本4情報が同じかどうかのチェックを個人番号で突合を行い、突合結果を区市町村へ通知するために突合結果リストデータ(EXCEL)を作成する。突合結果リストには個人番号は記録しない。
- 6- 取りまとめ機関は、上述「3-4」の突合結果リストデータ(EXCEL)を区市町村へ通知する。
(通知された突合結果をもとに、区市町村が自庁の住民基本台帳や住基ネット端末を用いて最新情報を調査し、必要に応じて特定個人情報の訂正を行い、既設ルートで被保険者情報の異動を行う)

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険資格賦課ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
その必要性	国民健康保険業務における資格情報の管理および賦課処理を適正かつ効率的に行うため。
記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 (口座登録情報等)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報:本人確認を正確に行うために必要 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報:被保険者に対し、資格異動届などに関して問い合わせや通知を行うために必要 ・地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報:賦課計算に必要 ・生活保護・社会福祉関係情報:正確な資格管理を行うために必要 ・口座登録情報:納入通知書の管理番号生成や納付書の作成の判断に必要
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成28年1月1日
事務担当部署	区民部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課等) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (医療保険者、後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他区市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (日本年金機構、国保連合会)	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (課税資料ファイリングシステム)	
入手の時期・頻度	○随時 ・個人番号、その他識別情報、4情報、連絡先、生活保護・社会福祉関係情報、雇用・労働関係情報：申請受付時やオンライン連携にて取得 ・地方税関係情報(オンライン連携、他庁照会書の回送、70歳～74歳の被保険者に係る一部負担金の割合判定) ○随時以外 ・年金関係情報(偶数月)：年金特別徴収の該当非該当のため。 国保連合会からの入手 当区は、国保連合会より以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 ・資格継続業務における被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)：国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。日次の頻度	
入手に係る妥当性	・番号法第14条(提供の要求)により、本人または他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求められることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号および別表の規定に明記されているため。 ・住民票関連情報については、本人情報の確認をするため庁内連携システムを利用して取得している。 国保連合会からの入手 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保険事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当区の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1 入手の時期・頻度の妥当性 資格継続業務における被保険者情報 国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、国民健康保険システムにおける管理および住民基本台帳に記載する必要があるため、日次で連携を行うことで正確性を確保する。 2 入手方法の妥当性 専用線を用いて入手するため、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化と合わせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低い。	
本人への明示	「入手に係る妥当性」に記載のとおり番号法で明示されているが、必要に応じて口頭等により本人説明を行う。	
使用目的	国民健康保険における資格および賦課の事務を適正かつ効率的に行うため。	
変更の妥当性		
使用の主体	使用部署	区民部 国保年金課、収納課、戸籍住民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>

使用方法		<p>国民健康保険業務に関する以下の事務において使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格情報の管理 被保険者資格の得喪の認定 非自発的失業者等の軽減・減免措置の開始終了情報の管理 有資格者に対し、保険証(被保険者証、滞納短期証、資格証明書)、高齢受給者等の交付 70歳～74歳の被保険者に係る一部負担金の割合判定 都内での転居における資格継続業務 賦課事務 賦課計算および賦課 賦課根拠情報の管理 <p>また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。</p>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の正確性の維持のために、既存住民基本台帳ネットワークシステムから個人番号を連携すると共に、本人の届出内容と住民票の情報の突合を行う。 賦課および一部負担金の割合判定の実施を目的として、地方税関係情報と資格情報を突合し、所得額および収入額を確認する。
	情報の統計分析	<p>国・都道府県への報告のため、統計・分析を行うが、特定の個人を判別できる統計情報は取り扱わない。</p>
	権利利益に影響を与え得る決定	<ul style="list-style-type: none"> 資格異動に伴う得喪の認定 賦課計算および賦課 一部負担金の割合判定 都内での転居における資格の継続
使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (8) 件	
委託事項1	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーの保守・運用	
委託内容	作業の全体総括・進捗管理、国民健康保険システム・団体内統合宛名システム・中間サーバーのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	
その妥当性	国民健康保険システムのパッケージアプリケーションの保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで行うことは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。	
委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
委託先名の確認方法	練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	再委託の有無	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先、および、再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	再委託事項	国民健康保険システム・団体内統合宛名システム、中間サーバーのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等

委託事項3		団体内統合宛名システムのサーバーに関する保守・運用	
委託内容		作業の全体統括・進捗管理、バックアップ等運用作業、職員からの問い合わせに対する対応等	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	
	その妥当性	団体内統合宛名システムのサーバー保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで行うことは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。	
委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	< 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
委託先名		日本電子計算株式会社	
再委託	再委託の有無	[再委託する]	< 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先、および、再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	再委託事項	バックアップ等運用作業、職員からの問い合わせに対する対応等	

委託事項4		国民健康保険にかかる窓口・電話業務および事務の運用
委託内容		・窓口における資格異動受付および応答 ・電話での問い合わせに対する応答 ・内部における資格異動処理、保険証や郵便物等の発送作業
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] < 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	膨大な国民健康保険事務を職員だけで対応することは難しく、専門的な業者への委託が必要な業務である。
委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。
委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社、株式会社アイティフォー、日本コンベンションサービス株式会社
再委託	再委託の有無	[再委託する] < 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先、および、再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	再委託事項	外国語電話通訳業務

委託事項5		資格継続業務、高額該当情報の引継業務に関する区市町村保険者事務共同処理業務	
委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当情報の引継業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当情報の引継業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、区市町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>< 選択肢 ></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数		<p>< 選択肢 ></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲		<p>・被保険者():他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区において加入資格が適用される者をいう。</p>	
その妥当性		<p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは資格継続業務と高額該当情報の引継業務およびオンライン資格確認等システムで用いるための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	
委託先における取扱者数		<p>< 選択肢 ></p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
委託先名		国保連合会	
再委託の有無		<p>< 選択肢 ></p> <p>[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>	
再委託の許諾方法		再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
再委託事項		資格継続業務、高額該当情報の引継業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力、バッチ処理の実行、バックアップデータの取得と保管、システム障害発生時の復旧支援作業、各種マスターメンテナンス、外字作成・登録)など	

委託事項6		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
委託内容		オンライン資格確認等システムで用いるために医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理および個人番号の紐付けが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	・被保険者():他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。
委託先名		国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	再委託の有無	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [再委託する]
	再委託の許諾方法	委託先の国保連合会から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務および取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請および再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、つぎを満たすものとする。 ・ISO/IEC27017またはCSマーク・ゴールドの認証およびISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者(取りまとめ機関)においてクラウド事業者が提示する責任共有モデルが適切に理解されていることの確認およびOSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて確認したうえで、許諾する。
	再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
委託内容		医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けに使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> [特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲		・被保険者()：東京都の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
その妥当性		区市町村とオンライン資格確認等システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認等システムで用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] その他 ()
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。
委託先名		支払基金
再委託の有無		<input type="checkbox"/> [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託の許諾方法		委託先の支払基金から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務および取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請および再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、つぎを満たすものとする。 ・ISO/IEC27017またはCSマーク・ゴールドの認証およびISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者(取りまとめ機関)においてクラウド事業者が提示する責任共有モデルが適切に理解されていることの確認およびOSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて確認したうえで、許諾する。
再委託事項		医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項8		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務およびシステム運用事務
委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)およびシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> < 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲		・被保険者(): 東京都の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
その妥当性		・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は2年間有効、地方自治法第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリー <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。
委託先名		国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	再委託の有無	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> < 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	委託先の国保連合会から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務および取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請および再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置するにあたり、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、つぎを満たすものとする。 ・ISO/IEC27017またはCSマーク・ゴールドの認証およびISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置するにあたり、開発者および運用者(取りまとめ機関)においてクラウド事業者が提示する責任共有モデルを適切に理解していること の確認およびOSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて確認した上で、許諾する。
	再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務およびシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている (29) 件 [] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1)
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された事務
提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された国民健康保険関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度(給付および賦課で約150件/年)
提供先2	番号法第19条第11号に基づき条例で定めた提供先(別紙2)
法令上の根拠	番号利用等条例および同施行規則
提供先における用途	番号利用等条例第5条第1項、別表第3の4および9、同条例施行規則で規定された事務
提供する情報	条例および規則で規定された国民健康保険関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (庁内連携システム)
時期・頻度	随時提供(給付および賦課で約10,000件/年)

移転先1	番号法第9条第2項に基づき条例で定めた移転先(別紙3)
法令上の根拠	番号利用等条例および同施行規則
移転先における用途	条例および規則で規定された事務
移転する情報	条例および規則で規定された国民健康保険関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>< 選択肢 ></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
時期・頻度	随時提供
移転先2	戸籍住民課
法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号
移転先における用途	住民票に記載するため
移転する情報	国民健康保険資格情報
移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>< 選択肢 ></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	自庁で管理している者のうち、国民健康保険被保険者
移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
時期・頻度	随時

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所	<p>当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部侵入防止策として、建物外周の赤外線センサーによる監視、24時間有人監視および監視カメラによる監視を行っている。 データセンターへの入退館管理として、ICカードと生体認証による管理とデータセンター要員所在管理システムを導入している。 不正持込・持出防止策として、金属探知機、監視カメラ、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理を行っている。また、データは、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。 バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC27017(1)およびISO/IEC27018(2) の認証を受けていること。 日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格 ISO/IEC27018:パブリッククラウド(複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態)での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格 	
	保管期間	<p>期間</p> <p>[定められていない]</p> <p>その妥当性</p> <p>国民健康保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、滞納および保険給付費の返還請求が継続される間、資格情報を保持し続けるため。</p>
消去方法	<p>当区における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 申請書および届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行い、当該業者が発行する廃棄証明書を取得する。 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <p>ガバメントクラウドにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。 クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88(1)、ISO/IEC27001(2)等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> NIST800-88:NIST(米国国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針 ISO/IEC27001:情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格 	

7. 備考

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 国民健康保険収納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	国保年金課システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
その必要性	国民健康保険業務における収納管理を適正かつ効率的に行うため。
記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 (口座登録情報等)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報：本人確認を正確に行うために必要 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報：世帯主への督促状・催告書や還付通知書等の送付や問い合わせをするために必要 ・その他(口座登録情報)：収納事務に口座登録情報を使用するために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成28年1月1日
事務担当部署	区民部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用									
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課、国保年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他区市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (日本年金機構)								
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
入手の時期・頻度	随時 ・住民票関係情報 (随時オンライン連携) ・本人からの申し出								
入手に係る妥当性	・番号法第14条(提供の要求)により、本人または他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号および別表の規定に明記されているため。 ・住民票関係情報については、本人情報の確認をするため、庁内連携システムを利用して取得している。								
本人への明示	・本人または他の個人番号利用事務等実施者からの入手については、番号法第14条に明示されている。窓口対応する場合は、必要に応じて口頭等により本人説明を行う。								
使用目的	国民健康保険料の公平・公正・効率的な徴収のため。								
変更の妥当性									
使用の主体	使用部署	区民部 収納課、国保年金課、戸籍住民課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">< 選択肢 ></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	< 選択肢 >		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
< 選択肢 >									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
使用方法		国民健康保険業務に関する以下の事務において使用する。 入金情報の消込処理 保険料の口座振替のための、金融機関送付データ作成、帳票の印刷 収納情報の照会 過誤納金の充当・還付 督促状の発行、発行停止 催告書の発行 また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。							
	情報の突合	本人確認のため、窓口で通知カード、個人番号カードを提示された場合、あるいは電話対応で個人番号を伝えられた場合に、本人の申し出内容と住民票情報等との突合を行う。							
	情報の統計分析	国・都道府県への報告のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別できる統計情報は取り扱わない。							
権利利益に影響を与え得る決定	過誤納金の充当・還付決定								
使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (<input type="checkbox"/> 4) 件	
委託事項1	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーの保守・運用	
委託内容	作業の全体総括・進捗管理、国民健康保険システム・団体内統合宛名システム・中間サーバーのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	
その妥当性	国民健康保険システムのパッケージアプリケーションの保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで行うことは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。	
委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
委託先名の確認方法	練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	再委託の有無	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先、および、再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	再委託事項	国民健康保険システム・団体内統合宛名システム、中間サーバーのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等

委託事項2		国民健康保険システムの帳票印刷等の運用
委託内容		作業の全体総括・進捗管理、国民健康保険資格・賦課システムの帳票印刷等のシステム運用作業
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	国民健康保険システムの帳票印刷等は、膨大な数量があるとともに、大型高速プリンターを使用することに伴う専門的な知識・技術が要求されるため、職員が対応することは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。
委託先における取扱者数		[10人未満]
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果としてインターネット公開を行っている。また、練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことでも確認することができる。
委託先名		株式会社アッドシステム
再委託	再委託の有無	[再委託する]
	再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先、および、再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	再委託事項	国民健康保険資格・賦課システムの帳票印刷等システム運用作業

委託事項3		団体内統合宛名システムのサーバーに関する保守・運用	
委託内容		作業の全体統括・進捗管理、バックアップ等運用作業、職員からの問い合わせに対する対応等	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	
	その妥当性	団体内統合宛名システムのサーバー保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで行うことは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。	
委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	< 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
委託先名		日本電子計算株式会社	
再委託	再委託の有無	[再委託する]	< 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先、および、再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	再委託事項	バックアップ等運用作業、職員からの問い合わせに対する対応等	

委託事項4		国民健康保険料の収納管理事務および滞納整理事務
委託内容		国民健康保険料の納付状況についての問い合わせに対する対応および支払済額確認書・納入済額証明書発行
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	膨大な国民健康保険事務を職員だけで対応することは難しく、専門的な業者への委託が必要な業務である。
委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。
委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社、株式会社アイティフォー
再委託	再委託の有無	[再委託しない] < 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている (29) 件 [] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1)
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された事務
提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された国民健康保険関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度(給付および賦課で約150件/年)
提供先2	番号法第19条第11号に基づき条例で定めた提供先(別紙2)
法令上の根拠	番号利用等条例および同施行規則
提供先における用途	番号利用等条例第5条第1項、別表第3の4および9、同条例施行規則で規定された事務
提供する情報	条例および規則で規定された国民健康保険関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (庁内連携システム)
時期・頻度	随時提供(給付および賦課で約10,000件/年)

移転先1	番号法第9条第2項に基づき条例で定めた移転先(別紙3)
法令上の根拠	番号利用等条例および同施行規則
移転先における用途	条例および規則で規定された事務
移転する情報	条例および規則で規定された国民健康保険関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">< 選択肢 ></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	随時提供
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所	<p>当区における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の紙媒体について、保管年限内は、鍵付のキャビネット内で保管している。 <p>当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止策として、建物外周の赤外線センサーによる監視、24時間有人監視および監視カメラによる監視を行っている。 ・データセンターへの入退館管理として、ICカードと生体認証による管理とデータセンター要員所在管理システムを導入している。 ・不正持込・持出防止策として、金属探知機、監視カメラ、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理を行っている。また、データは、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>ガバメントクラウドにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017(1)およびISO/IEC27018(2) の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>1 ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格</p> <p>2 ISO/IEC27018:パブリッククラウド(複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態)での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格</p>

保管期間	期間	<p>< 選択肢 ></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>
	その妥当性	滞納が継続する間は、収納状況について管理し続ける必要があるため。
消去方法	<p>当区における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 ・申請書および届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行い、当該業者が発行する廃棄証明書を取得する。 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <p>ガバメントクラウドにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88(1)、ISO/IEC27001(2)等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <p>1 NIST800-88: NIST(米国国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針</p> <p>2 ISO/IEC27001: 情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格</p>	
7. 備考		

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 国民健康保険給付管理ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
その必要性	国民健康保険業務における給付処理を適正かつ効率的に行うため。
記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 (口座登録情報等)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報: 本人確認を正確に行うために必要 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 対象者に正確に保険給付や通知を行うために必要 ・医療保険関係情報: 保険給付の支給額、限度額適用認定証、結核精神受給者証、特定疾病療養受療証交付に係る決定を行うために必要 ・地方税関係情報: 保険給付割合、限度額の決定を行うために必要 ・口座登録情報: 保険給付を行うために必要
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成28年1月1日
事務担当部署	区民部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、税務課等) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他区市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (国保連合会)	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
入手の時期・頻度	随時 個人番号、その他識別情報、4情報、連絡先、地方税関係情報、口座情報：申請受付時やオンライン連携にて随時入手 随時以外 ・医療保険関係情報：医療機関等からの診療報酬請求時に国保連合会より入手(月1回) <国保連合会からの入手> 当区は国保連合会より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 ・高額該当情報の引き継ぎ業務における引継情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) ・転出地区市町村から転入地区市町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。月次の頻度。	
入手に係る妥当性	・番号法第14条(提供の要求)により、本人または他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求められることができるため。 ・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号および別表の規定に明記されているため。 ・住民票関連情報については、本人情報の確認をするため、庁内連携システムを利用して取得している。 <国保連合会からの入手> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当区が保険給付の支給、保険料の徴収または保険事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当区分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 1 入手の時期・頻度の妥当性 ・高額該当情報の引継業務における引継情報 高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 2 入手方法の妥当性 専用線を用いて入手するため、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低い。	
本人への明示	「入手に係る妥当性」に記載のとおり番号法で明示されているが、必要に応じて口頭等により本人説明を行う。	
使用目的	個人の情報を的確に把握し、迅速かつ正確な保険給付業務を行うため。	
変更の妥当性		
使用の主体	使用部署	区民部 国保年金課、収納課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>使用方法</p>	<p>国民健康保険業務に関する以下の事務において使用する。 療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の申請受付、審査、決定、応答 不当利得の決定、消込、応答 第三者行為に係る申請受付、審査、決定、応答 差額支給の申請受付、審査、決定、応答 高額療養費、出産育児一時金の貸付申請受付、審査、決定、応答 限度額適用認定証、結核精神受給者証、特定疾病療養受療証の申請受付、審査、交付、応答 都内での転居における高額該当情報の引継業務</p> <p>また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。</p>
<p>情報の突合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認のため、窓口で通知カード、個人番号カード等を提示された場合、申出内容と住民票関係情報の突合を行う。 ・給付対象者の特定や支給決定通知書等の送付を行うため、給付情報と住民票関係情報の突合を行う。 ・保険給付の支給額、限度額の決定のために、給付情報と地方税関係情報や年金情報の突合を行う。
<p>情報の統計分析</p>	<p>国・都道府県への報告のため、統計・分析を行うが、特定の個人を判別できる統計情報は取り扱わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定</p>	<p>療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費に係る決定 不当利得に係る決定 第三者行為に係る決定 差額支給に係る決定 高額療養費、出産育児一時金に係る決定 限度額適用認定証、結核精神受給者証、特定疾病療養受療証に係る決定 都内での転居における高額該当情報の引継ぎ</p>
<p>使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

委託事項2		国民健康保険システムの帳票印刷等の運用
委託内容		作業の全体総括・進捗管理、国民健康保険資格・賦課システムの帳票印刷等のシステム運用作業
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	国民健康保険システムの帳票印刷等は、膨大な数量があるとともに、大型高速プリンターを使用することに伴う専門的な知識・技術が要求されるため、職員が対応することは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。
委託先における取扱者数		[10人未満]
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果としてインターネット公開を行っている。また、練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことでも確認することができる。
委託先名		株式会社アッドシステム
再委託	再委託の有無	[再委託する]
	再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先、および、再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	再委託事項	国民健康保険資格・賦課システムの帳票印刷等システム運用作業

委託事項3		団体内統合宛名システムのサーバーに関する保守・運用
委託内容		作業の全体統括・進捗管理、バックアップ等運用作業、職員からの問い合わせに対する対応等
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	団体内統合宛名システムのサーバー保守作業等は専門的な知識が要求され、職員のみで行うことは難しく、専門業者への委託が必要な業務である。
委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。
委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	再委託の有無	[再委託する]
	再委託の許諾方法	原則として再委託は行わない。ただし、再委託を行う場合には、委託先より事前に、再委託の内容、再委託先、および、再委託先が区と同等以上の安全管理体制を取れること等を記載した書面の提出を受けて確認を行い、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	再委託事項	バックアップ等運用作業、職員からの問い合わせに対する対応等

委託事項4		保険給付に係る窓口業務、電話対応、内部事務	
委託内容		・窓口における保険給付に係る申請受付および応答 ・電話での問い合わせに対する応答 ・保険給付に係る内部事務	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者	
	その妥当性	国民健康保険事務は、対象者・作業量が膨大なため、職員だけで対応することは難しく、専門的な業者への委託が必要な業務である。	
委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	< 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
委託先名		パーソルテンプスタッフ株式会社、株式会社アイティフォー	
再委託	再委託の有無	[再委託しない]	< 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法		
	再委託事項		

委託事項5		資格継続業務、高額該当情報の引継業務に関する区市町村保険者事務共同処理業務	
委託内容		<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当情報の引継業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当情報の引継業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、区市町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<p>< 選択肢 ></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体</p> <p>2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
	対象となる本人の数	<p>< 選択肢 ></p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>	
	対象となる本人の範囲	<p>・被保険者():他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区において加入資格が適用される者をいう。</p>	
	その妥当性	<p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は2年間有効、地方自治法第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは資格継続業務と高額該当情報の引継業務およびオンライン資格確認等システムで用いるための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	
委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<p>< 選択肢 ></p> <p>1) 10人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p>	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
委託先名の確認方法	練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。		
委託先名	国保連合会		
再委託	再委託の有無	[再委託する]	<p>< 選択肢 ></p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当区のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。	
	再委託事項	資格継続業務、高額該当情報の引継業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力、バッチ処置の実行、バックアップデータの取得と保管、システム障害発生時の復旧支援作業、各種マスターメンテナンス、外字作成・登録)など	

委託事項6		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
委託内容		オンライン資格確認等システムで用いるために医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理および個人番号の紐付けが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> [特定個人情報ファイルの全体] <ul style="list-style-type: none"> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> [10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者()：他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 <p style="text-align: center;">国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区において加入資格が適用される者をいう。</p>
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> [10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 ()
委託先名の確認方法		練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。
委託先名		国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	再委託の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> [再委託する] <ul style="list-style-type: none"> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	<p>委託先の国保連合会から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務および取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請および再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、つぎを満たす者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017またはCSマーク・ゴールドの認証およびISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者(取りまとめ機関)においてクラウド事業者が提示する責任共有モデルを適切に理解されていることの確認およびOSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて確認した上で、許諾する。</p>
	再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
委託内容		医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けに使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	< 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	・被保険者():他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ・国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区において加入資格が適用される者をいう。	
	その妥当性	区市町村とオンライン資格確認等システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため、オンライン資格確認等システムに用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	
委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	< 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
委託先名の確認方法	練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。		
委託先名	支払基金		
再委託	再委託の有無	[再委託する]	< 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務および取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請および再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、つぎを満たす者とする。 ・ISO/IEC27017またはCSマーク・ゴールドの認証およびISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者(取りまとめ機関)においてクラウド事業者が提示する責任共有モデルを適切に理解されていることの確認およびOSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて確認した上で、許諾する。	
	再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	

委託事項8	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務およびシステム運用事務	
委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)およびシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	・被保険者(): 東京都の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当区に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当区に加入資格が適用される者をいう
	その妥当性	・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・国民健康保険法第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、地方自治法第236条1項によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	< 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
委託先名の確認方法	練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。	
委託先名	国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)	

再委託	再委託の有無	<p style="text-align: right;">< 選択肢 ></p> <p style="text-align: center;">1) 再委託する 2) 再委託しない</p> <p>[再委託する]</p>
	再委託の許諾方法	<p>委託先の国保連合会から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務および取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当区が求める情報について記載した書面による再委託申請および再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置するにあたり、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、つぎを満たす者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017またはCSマーク・ゴールドの認証およびISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置するにあたり、開発者および運用者(国保中央会)においてクラウド事業者が提示する責任共有モデルを適切に理解していることの確認およびOSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて確認した上で、許諾する。</p>
	再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務およびシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている (29) 件 [] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1)
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された事務
提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された国民健康保険関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会があった都度(給付および賦課で約150件/年)
提供先2	番号法第19条第11号に基づき条例で定めた提供先(別紙2)
法令上の根拠	番号利用等条例および同施行規則
提供先における用途	番号利用等条例第5条第1項、別表第3の4および9、同条例施行規則で規定された事務
提供する情報	条例および規則で規定された国民健康保険関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (庁内連携システム)
時期・頻度	随時提供(給付および賦課で約10,000件/年)

移転先1	番号法第9条第2項に基づき条例で定めた移転先(別紙3)
法令上の根拠	番号利用等条例および同施行規則
移転先における用途	条例および規則で規定された事務
移転する情報	条例および規則で規定された国民健康保険関係情報
移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <div style="text-align: right;"> < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険システムで管理している者のうち、個人番号を有する者
移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
時期・頻度	随時提供

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>保管場所</p>		<p>当区における措置 ・申請書等の紙媒体について、保管年限内は、鍵付のキャビネット内で保管している。</p> <p>当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置 ・外部侵入防止策として、建物外周の赤外線センサーによる監視、24時間有人監視および監視カメラによる監視を行っている。 ・データセンターへの入退館管理として、ICカードと生体認証による管理とデータセンター要員所在管理システムを導入している。 ・不正持込・持出防止策として、金属探知機、監視カメラ、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理を行っている。また、データは、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>ガバメントクラウドにおける措置 サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017(1)およびISO/IEC27018(2) の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 1 ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格 2 ISO/IEC27018:パブリッククラウド(複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態)での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格</p>
<p>保管期間</p>	<p>期間</p>	<p>< 選択肢 > 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	<p>その妥当性</p>	<p>国民健康保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、滞納および保険給付費の返還請求が継続される間、資格情報を保持し続けるため。</p>
<p>消去方法</p>		<p>当区における措置 ・データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 ・申請書および届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行い、当該業者が発行する廃棄証明書を取得する。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p>ガバメントクラウドにおける措置 ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88(1)、ISO/IEC27001(2)等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 1 NIST800-88:NIST(米国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針 2 ISO/IEC27001:情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格</p>
<p>7. 備考</p>		

別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務					
別表 項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報	
1	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報(以下この条において「医療保険給付関係情報」という。)であって第4条で定めるもの
2	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第5条で定めるもの
3	6	全国健康保険協会	船員保険法(昭和14年法律第73号)による保険給付の支給に関する事務であって第8条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第8条で定めるもの
4	13	都道府県知事	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第15条で定めるもの
5	16	市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第18条で定めるもの	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第18条で定めるもの
6	19	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって第21条で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第21条で定めるもの
7	27	市町村長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第29条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第29条で定めるもの
8	38	都道府県知事	精神保健および精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって第40条で定めるもの	精神保健および精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健および精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第40条で定めるもの
9	42	都道府県知事等	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施または徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第44条で定めるもの
10	48	市町村長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例または森林環境税および森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税または森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第50条で定めるもの
11	56	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付の支給に関する事務であって第58条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第58条で定めるもの
12	65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第67条で定めるもの
13	69	市町村長または国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第71条で定めるもの
14	83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第85条で定めるもの
15	87	市町村長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第89条で定めるもの
16	115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第117条で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第117条で定めるもの

別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務					
別表 項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報	
17	125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第127条で定めるもの
18	131	市町村長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第133条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第133条で定めるもの
19	137	都道府県知事または保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担または療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第139条で定めるもの
20	141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与および支給に関する事務であって第143条で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第143条で定めるもの
21	145	都道府県知事または市町村長	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務であって第147条で定めるもの	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第147条で定めるもの
22	158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第160条で定めるもの
23	161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定および実施または徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第163条で定めるもの
24	164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第03270112号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第166条で定めるもの
25	165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第167条で定めるもの
26	166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第168条で定めるもの
27	173	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの	医療保険者または後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第175条で定めるもの

(別紙2) 番号法第19条第11号に基づき条例で定めた提供先

	提供先	提供先における用途
1	子育て支援課	児童手当の支給に関する事務
2	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費助成事務
3	子育て支援課	高校生等医療費助成事務

(別紙3) 番号法第9条第2項に基づき条例で定めた移転先

	移転先	移転先における用途
1	税務課	個人住民税の賦課および徴収に関する事務
2	総合福祉事務所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務(身体障害者、知的障害者、難病患者等、障害児対象)
3	保健予防課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務(精神障害者および育成医療受給者対象)
4	保健予防課	小児慢性医療費助成事務
5	保健予防課	自立支援医療(精神通院)の実施等に関する事務
6	保健予防課	難病患者に対する事務
7	保健予防課	精神通院医療費の助成に関する事務
8	保健予防課	結核患者の医療費の助成に関する事務
9	保健予防課	難病等により患した者に対する医療費等の助成に関する事務
10	保健予防課	B型ウイルス肝炎またはC型ウイルス肝炎により患した者に対する医療費の助成に関する事務

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 国民健康保険資格賦課ファイル

< 宛名情報 >

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号
氏名情報 生年月日 性別 続柄
住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由
住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報
現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日
前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報
本籍・筆頭者情報 消除情報
国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称
処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報
相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報
納税管理人情報 納税管理人履歴情報 記事情報 連絡先情報
破産管財人情報 破産管財人履歴情報 口座情報

< 資格情報 >

宛名番号 記号番号
被保険者証記号番号 記号番号開始日、記号番号終了日
資格取得情報(取得日、届出日、取得事由)
資格喪失情報(喪失日、届出日、喪失事由)
退職者受給情報(退職資格該当日、退職資格非該当日、退職裁定日、退職受給発生年月)
世帯情報 世帯主情報 世帯被保情報 世帯メモ情報
退職該当情報 学遠該当情報 老健該当情報 施設入所情報
個人証情報 高齢受給者証情報
社保情報 介護適用除外情報 世帯負担割合情報 個人負担割合情報
滞納証情報 世帯被保年齢判定情報
旧国保被保険者情報 特定同一世帯所属者異動連絡票情報 旧被扶養者情報 旧被扶養者異動連絡票情報
非自発的失業者情報
市町村被保険者ID
適用開始情報(開始日、届出日、開始事由)
適用終了情報(終了日、届出日、終了事由)
適用変更情報(変更日、届出日、変更事由)
被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)()
券面記載の被保険者証記号()
券面記載の被保険者証番号()
券面記載の氏名(漢字)()
券面記載の氏名(漢字)の読み仮名()
券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)()
券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名()
被保険者証裏面への性別記載の有無()
DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無()

()は、「オンライン資格確認で用いるための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために必要な項目

< 資格履歴情報 >

世帯履歴情報 世帯主履歴情報 世帯被保履歴情報
退職該当履歴情報 学遠該当履歴情報 老健該当履歴情報 施設入所履歴情報
介護適用除外履歴情報 世帯負担割合履歴情報 滞納証履歴情報
特定健診被保険者マスタ情報 被保険者マスタ情報

< 賦課情報 >

宛名番号 記号番号 課税年度(相当年度) 調定年度(賦課年度)
基礎所得割額、基礎均等割額、基礎年税額、基礎減免額、基礎納付額
基礎退職所得割額、基礎退職均等割額、基礎退職年税額、基礎退職減免額、基礎退職納付額
支援所得割額、支援均等割額、支援年税額、支援減免額、支援納付額
支援退職所得割額、支援退職均等割額、支援退職年税額、支援退職減免額、支援退職納付額
介護所得割額、介護均等割額、介護年税額、介護減免額、介護納付額
介護退職所得割額、介護退職均等割額、介護退職年税額、介護退職減免額、介護退職納付額
期別賦課情報(月期別の賦課情報) 賦課被保情報(賦課時点の月別資格情報)
国保所得情報 減免情報 軽減情報
年金受給者情報 年金連携情報 年金連携履歴情報
仮徴収情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 国民健康保険収納管理情報ファイル

< 宛名情報 >

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号
氏名情報 生年月日 性別 続柄
住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由
住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報
現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日
前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報
本籍・筆頭者情報 消除情報
国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称
処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報
相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報
納税管理人情報 納税管理人履歴情報
記事情報 連絡先情報
破産管財人情報 破産管財人履歴情報
口座情報

< 年調定情報 >

税目 賦課年度 相当年度
納税義務者番号 賦課異動理由 更正事由 更正日 通知書番号 年調定額
記号番号

< 月期別調定情報 >

税目 賦課年度 相当年度
納税義務者番号 期別 月別 納期限
個人基本種別 賦課異動理由 更正事由 更正日 完納日 最終納付日 最終収入日本税調定額
本税収入額 本税仮消込額 本税被充当予定額 本税未納額 本税過誤納額
延滞金調定額 延滞金収入額 延滞金仮消込額 延滞金被充当予定額 延滞金未納額 延滞金過誤納額 退職納入申告日
納期特例区分 時効予定日 不納欠損処理日 不納欠損処理日 不納欠損区分
延滞金減免区分 延滞金確定日 延滞金執行日
口座振替区分 振替金額 口座振替理由 口座振替日
変更納期限 催告書発付日 授命年月日 催告納期
記号番号

< 消込情報 >

税目 賦課年度 相当年度 納税義務者番号 分納回数 期月 子番
通知書番号 領収日 収入日 納付区分 収納種別
消込金額 消込本税額 消込延滞金 確定延滞金 未確定延滞金
消込処理情報 仮消込情報 仮消込エラー情報

< 履歴情報 >

調定履歴情報 消込履歴情報 仮消込履歴情報
証明書発行履歴
充当履歴情報 還付履歴情報 控除不足充当履歴

< その他収納管理情報 >

口座振替情報 返戻情報 返戻住所情報
過誤納情報 還付通知書情報 納付書情報
滞繰調定情報 滞繰異動情報
控除不足情報 処分情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 国民健康保険給付管理ファイル

< 宛名情報 >

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号
氏名情報 生年月日 性別 続柄
住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由
住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報
現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日
前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報
本籍・筆頭者情報 消除情報
国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称
処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報
相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報
納税管理人情報 納税管理人履歴情報
記事情報 連絡先情報
破産管財人情報 破産管財人履歴情報
口座情報

< 給付記録情報 >

宛名番号 記号番号
給付記録番号 給付種別 審査年月 診療年月
支給区分 支給決定日 支給処理日 支給決定額
貸付額 充当額 調整額
給付記録情報
療養費支給情報
高額明細情報
若年高額支給情報
高齢高額外来支給情報
高齢高額支給情報
高額支給情報
高額療養費償還払い情報
出産育児葬祭費情報
限度額適用認定証情報
結核精神受給者証情報
特定疾病療養受療証情報
(自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日())
不当利得情報
第三者行為情報
差額支給情報
貸付情報
償還払い情報
高額介護合算情報
()は、「オンライン資格確認で用いるための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務を実施するために必要な項目

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7.リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険資格賦課ファイル (2) 国民健康保険収納管理情報ファイル (3) 国民健康保険給付管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>・既存住基システム、庁内連携システムによる取得は、予め定められたインターフェイスに基づき、対象者のみを連携対象とした処理方法を採用しているため、対象者以外の情報を入手することはシステム上でできない。</p> <p>・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、対象者以外の情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)で罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報の入手を防止している。</p> <p style="text-align: center;">国保連合会からの入手</p> <p>・入手元は、国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック()が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</p> <p>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</p> <p style="text-align: center;">ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>・既存住基システム、庁内連携システムによる取得は、予め定められたインターフェイスに基づき、対象者のみを連携対象とした処理方法を採用しているため、必要な情報以外を入手することはシステム上でできない。</p> <p>・申請・届出書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、必要な情報以外の情報入手を防止している。</p> <p>・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、必要な情報以外へのアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護法で罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、必要な情報以外の情報入手を防止している。</p> <p style="text-align: center;">国保連合会からの入手</p> <p>・入手元は、国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェイス()によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>ここでいう指定されたインターフェイスとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェイス仕様書に記載されている国保総合(国保集約)システムと区市町村との間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p>
その他の措置の内容	<p>端末による取得の際には、既存住基システムに係る操作研修を受講した者のみに操作権限を与え、研修時に操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底し、国民健康保険の資格賦課、収納、給付に係る関係者以外の情報を入手しないよう指導している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[特に力を入れている] < 選択肢 ></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・庁内連携システムによる取得や金融機関等との情報連携は、システム開発時にプログラミングされたバッチ処理のみでの連携となっており、不適切な方法による入手はシステム上行きたくないよう制限している。</p> <p>・本人からの申告等による情報の入手は、申告書等に題名を明示し、申告者が使用目的を認識できるようにしている。また、申告書等の様式は法令で定められており、必要な項目しか記載できない様式になっている。</p> <p style="text-align: center;">国保連合会からの入手</p> <p>・特定個人情報の入手元は、国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェイス仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当区と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われることを防止している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[特に力を入れている] < 選択肢 ></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・窓口で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条、および施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。</p> <p>・他区市町村から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号、および基本4情報が正しいことを確認する。</p> <p>国保連合会からの入手</p> <p>・特定個人情報の入手元は、国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保連合会から入手する情報は、当区において本人確認を行った上で国保総合(国保集約)システムに送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当区において国保総合(国保集約)システムに送付する前に実施済みである。</p> <p>・さらに、国保連合会においても当区の国民健康保険システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</p> <p>・入手した特定個人情報は、当区の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースを更新する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・庁内連携システムより入手した情報(住民票関係情報)は、住民基本台帳ネットワークシステムより連携されたデータであるためすでに真正性は確保されている。</p> <p>・入手した特定個人情報は、住民票関係情報と突合することにより個人番号の真正性の確認をする。</p> <p>・個人番号カードや通知カードの提示がない場合には、顔写真付きの本人確認書類の提示等により得られた本人確認情報と、住民票関係情報を突合することにより、個人番号が本人のものであることを確認する。</p> <p>国保連合会からの入手</p> <p>・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・各種申請・届出については、提出された申請書や届出書を原本とし、複写した添付書類で記載事項を確認し、両方合わせて定められた期間保管する。</p> <p>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</p> <p>・複数の担当者が分担し、重複チェックを行うことで入力ミスを軽減する。</p> <p>国保連合会からの入手</p> <p>・国保連合会から配信される被保険者情報については、当区および他区市町村から送信された被保険者異動情報等を基に、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当区および他区市町村の職員が確認している。</p> <p>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当区から送信した被保険者異動情報等を基に、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当区の職員が確認している。</p> <p>・入手した特定個人情報は、当区の国民健康保険システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースを更新する。</p>
その他の措置の内容	再転入等により住民票関係情報が、当区内で2件以上登録された場合は、週次で出力しているエラーリストを基に住民票関係情報を整理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【紙媒体に対する措置】 特定個人情報を入手する際に、下記事項のとおり運用している。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ・窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。</p> <p>また、郵送の場合は記載事項や添付書類に漏れないよう十分に確認の上、区役所に送付する旨を、区ホームページや広報にて案内をする。なお、案内の際に簡易書留や特定記録等の記録が残る郵送方法を勧奨している。</p> <p>【電子データに対する措置】 特定個人情報を入手する際に、下記事項のとおり運用している。 ・特定個人情報が記録された電子データについては、電子記録媒体を用いて運用することは極力行わない。電子記録媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行う。担当者は電子記録媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記録媒体から電子データを消去する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、専用ネットワーク回線を用いる。 ・庁内連携システムにより連携する際は、外部システムとの接続は行わないため、外部へ情報が漏えいすることはない。</p> <p>国保連合会からの入手 ・区と国保総合(国保集約)システムとの接続は、国保総合(国保集約)システムのみと接続された専用線を用いる。 ・区と国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・区と国保総合(国保集約)システムとの専用線は、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することを防止している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することを防止している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することを防止している。 ・国保総合(国保集約)システムと国民健康保険システムとの情報連携は、電子記録媒体は用いず、ウイルス対策ソフトウェアを導入したデータ連携用PCを用いて、自動でのファイル送受信を行う。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[特に力を入れている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・庁内で特定個人情報を連携する際は、外部との接続が遮断されている庁内連携システムを利用することを基本とし、電子記録媒体を用いて入手する際には特定の決められた方法によることを徹底し、担当者への研修も行っている。
- ・庁内連携システム以外の特定個人情報の受け渡しについてはすべて記録している。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 宛名システム等(団体内統合宛名システム)は、必要な情報以外の紐付けが行われないう、システムで制御している。また、番号法別表に定められた事務を所掌する部署のうち、必要な者のみに使用権限を設定し、その他の者はアクセスが行えないような仕組みとしている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 他業務から国民健康保険資格賦課ファイル、国民健康保険収納管理情報ファイル、国民健康保険給付管理ファイルにアクセスする際は閲覧のみとし、閲覧できる情報を制限することで不必要な情報を得られないようにしている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、使用目的に合わないアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護法で罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、目的を超えた紐付け等が行われないようにしている。 国保総合PCにおける措置 区市町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能()は国保総合PCに搭載しないため、個人番号利用事務以外でデータが抽出等をされることはなく、事務に必要なない情報との紐付けが行われることを防止している。 ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式でハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 二要素認証(生体認証およびパスワード認証)により操作者認証を行う。 国保総合PCにおける措置 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることを防止している。 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している。 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 退職した職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 アクセス権限を発行および失効させたことについて、申請書を使用し記録を残す。
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 権限表を作成し、権限表をもとに発行管理・失効管理を行う。 操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 大規模な組織変更、人事異動がある場合は、処理の事前検証を行う。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険資格賦課ファイル、国民健康保険収納管理情報ファイル、国民健康保険給付管理ファイルの操作履歴(アクセスログ・操作ログの一部)を記録する。 バックアップされた操作履歴については、定められた期間安全な場所に保管する。 委託先には、契約時に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を取り交わし、遵守させる。 国保総合PCにおける措置 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 情報システム管理者は定期的またはセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 当該記録については、一定期間保存している。

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・個人情報保護・情報セキュリティに関する研修を全職員対象として実施し、業務外利用の禁止等について徹底する。 ・非正規職員および産・育休代替派遣職員等については、契約時に業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をする。 ・アクセス記録管理を行っており、業務利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 ・国民健康保険システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。 ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用した場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・委託先には「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を契約内容に明記し、遵守させる。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・作業端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとする。 ・作業端末には電子記録媒体を使用できないようにシステムで制限している。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム上管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・委託先がバックアップ以外にファイルを複製する場合は、事前に当区に申請し、当区が許可した用途のみを認めるものとする。 <p>国保総合PCにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村の職員等が不正にデータ抽出等をできないように、GUIによるデータ抽出機能()は国保総合PCに搭載しないため、個人番号利用事務以外でデータが抽出等をされることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的またはセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが監査される。 ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式でハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ・資格賦課、収納、給付情報が表示された画面のハードコピーは、届出・申請等に基づき入力を行う職員には取得不可能とする。 <p>システムの機能を確認する際などやむを得ず取得が必要となる場合は、取得しうる者を区から指定された者に限るとともに、取得の範囲を確認作業において必要な範囲に限定している。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>委託先の社会的信用と能力を確認して選定する。 契約時には当区の情報セキュリティポリシーを遵守する体制が構築されていることを確認する。 また、委託事業者が選定基準を引き続き満たしていることに関し、セキュリティ体制等について以下の観点で適時確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備、教育啓発等) ・個人情報の物理的保護措置(施設および設備の整備、データ管理等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視、アクセス記録等) ・情報セキュリティマネジメントシステム(IS O27001)の国際規格の認証取得情報等 ・委託内容に応じた情報セキュリティ対策の確保
-------------	--

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] < 選択肢 ></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
-----------------------	--

具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 ・閲覧 / 更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧 / 更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 <p>区市町村保険者事務共同処理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書には「委託内容、作業場所の特定」を明記するとともに、委託先の責任者、作業者等を書面で提出させる。 ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させる。 ・委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させる。 <p>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務および機関別符号取得等事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <p>国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成およびデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行するが、当該IDの権限および数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させる。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させる。
----------	---

<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の実施状況について定期的に報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残す。 ・委託業者からセキュリティ対策の研修の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・必要な場所に監視カメラを設置し、その記録を残す。 <p>区市町村保険者事務共同処理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の従事者等が当区の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従事者等・時刻・操作内容を記録している。 ・国保連合会の特定個人情報保護責任者は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当区の情報セキュリティ責任者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当区の文書管理規程第24条3項に基づき定める文書保存年限設定基準に従って、一定期間保存する。 <p>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務および機関別符号取得等事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、または必要なタイミングでチェックを行う。 <p>国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させる。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させる。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させる。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させる。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させる。

特定個人情報の提供ルール	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない </div>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から他者(第三者)への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。 ・特定個人情報の管理状況等について、必要があれば報告を求め、調査を行う。 ・委託業務の実施状況について定期的に報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残す。 ・委託業者からセキュリティ対策の研修の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・必要な場所に監視カメラを設置し、その記録を残す。 <p>区市町村保険者事務共同処理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先の従事者等が当区の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従事者等・時刻・操作内容を記録している。 ・国保連合会においては、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当区の情報セキュリティ責任者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。 ・記録の保存期間については、当区の文書管理規程第24条3項に基づき定める文書保存年限設定基準に従って、一定期間保存する。 <p>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務および機関別符号取得等事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、または必要なタイミングでチェックを行う。
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・媒体や帳票等で受け渡す場合を事前に把握し、実際に受け渡す際には、受渡書等を作成する。 <p>区市町村保険者事務共同処理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受ける。 ・当区から国保総合(国保集約)システムへの特定個人情報の送付に関しては、国保総合(国保集約)システムデータ連携用PCを用いて自動でのファイル送信を行い、その実行はログファイルに記録される。 ・記録の保存期間については、当区の文書管理規程第24条3項に基づき定める文書保存年限設定基準に従って、一定期間保存する。 ・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合にデータの暗号化またはパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記している。 ・当区の情報セキュリティ責任者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。 <p>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務および機関別符号取得等事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却または消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかを監査する。

<p>特定個人情報の消去ルール</p> <p>ルール内容及び ルール遵守の確認方法</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消去実施時には作業確認の報告を提出させることで履歴を残す。 ・契約期間中に不要となった紙媒体は、シュレッダーにより裁断もしくは外部事業者による溶解処理を行う。 ・契約終了時における特定個人情報の取扱いについては、以下のとおり定めている。 紙媒体については、当区に返還させ、または漏えいを来さない方法で確実に廃棄させる。 記録媒体および情報システム機器については、当区より提供したものは、当区に返却させる。また、委託事業者が所有等する記録媒体は、当区に返還すべきデータを返還させたのち、当区の担当者立会いのもと、原則として物理的に破壊させる。(記録媒体のうち、情報システム機器のハードディスク等について、物理的な破壊が困難である場合は、当区と委託事業者とで協議の上、廃棄またはデータの消去方法と時期について決定する。) ・上記の処理を完了したときは、当区に廃棄または消去を証明する書類を提出させ、廃棄または消去が適切に行われたことを確認できるようにしている。 <p>区市町村保険者事務共同処理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを来さない方法によって確実に消去、または処分することを、委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当区の情報セキュリティ責任者が消去および廃棄状況の確認を行う。 <p>国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させる。
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>規定の内容</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・善管注意義務 ・特定個人情報の適正な取扱いの確保のための基本方針、取扱いマニュアルの策定 ・委託先の責任者、従事者、管理区域および取扱区域(作業場所)を明確にすること ・従事者に対する監督・教育の実施 ・業務上知り得た情報の秘密保持義務 ・収集の制限 ・目的外利用の禁止 ・第三者提供の禁止 ・再委託の制限 ・取扱区域または管理区域からの特定個人情報の持出しの禁止 ・委託契約終了時の特定個人情報の返却または廃棄 ・必要に応じて、当区が契約内容の遵守状況について報告を求め、視察・監査を行い、委託先が当区と同等またはそれ以上の安全管理措置を講じていることを確認できること。 ・事故発生時は必要に応じて区が公表すること。 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特に力を入れて行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<p>再委託を行う場合は、委託先と同等のリスク対策を実施することとして再委託契約につきの事項を盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集の制限 ・目的外利用の禁止 ・第三者提供の禁止 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。 ・委託契約終了後、または情報が不要となったとき、もしくは要請があったときに情報の返還または消去などの必要な措置を講じること。 ・必要に応じて、当区が契約内容の遵守状況について報告を求め、視察・監査を行い、再委託先が当区と同等の安全管理措置を講じていることを確認できること。 ・再々委託の制限 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 ・従事者に対する監督・教育の実施 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・委託業務の定期報告および緊急時報告義務 ・事故発生時は必要に応じて区が公表すること。 ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置するにあたり、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、つぎを満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017またはCSマーク・ゴールドの認証およびISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置するにあたり、開発者および運用者(国保中央会)においてクラウド事業者が提示する責任共有モデルを適切に理解していることの確認およびOSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて確認した上で、許諾する。</p> <p>国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業員には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発行するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業員は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させる。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させる。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させる。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させる。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させる。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させる。 <p>医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務および機関別符号取得等事務 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、つぎを満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証およびISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者(取りまとめ機関)においてクラウド事業者が提示する責任共有モデル適切に理解されていることの確認およびOSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて確認した上で、許諾する。</p>

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>国保連合会における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・国保情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・国保情報集約システムのデータベースに直接アクセスできる端末を連合会の管理区域に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報を取扱う機器、電子記録媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に特定個人情報保護責任者(国保連合会)の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 <p>取りまとめ機関における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」および「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	< 選択肢 > 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	情報提供ネットワークシステムを除いた、提供・移転は庁内連携システム間のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、授受両システムのタイムスタンプにより確認できる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法および番号法ならびに番号利用等条例の定めに基づき、適切に特定個人情報を提供・移転することを、実施手順書に定める等によりルールを遵守する。 ・「練馬区情報セキュリティに関する要綱」第23条の規定に基づき「職員向け情報セキュリティ研修」を毎年実施している。また、研修実施後には、セキュリティ対策の取り組みが行われているかを職員各自が確認する自己点検を実施し、特定個人情報の取扱いに関するルールが遵守されているかを確認している。 	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」および「資格賦課ファイル・収納管理情報ファイル、給付管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を、当区の規定に基づき厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	庁内連携システム間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないようにシステムで制限している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区が承認した品質やセキュリティが保証されている庁内連携システムでのみの提供・移転に限定している。 ・提供・移転について庁内連携システムでの十分な検証を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>1 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能</p> <p>2 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務および特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>3 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p style="text-align: center;">< 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p style="text-align: center;">< 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p style="text-align: center;">< 選択肢 ></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>		

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している()。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能()により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 暗号化・復号化機能と、鍵情報および照会許可照合リストを管理する機能 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報にかかる業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能()により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 特定個人情報を副本として保存・管理する機能
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している</p> <p>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>
安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>
安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している</p> <p>3) 十分に周知していない</p>
物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容		<p>当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ電子記録媒体および帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・各部屋の入室制限を管理している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・停電によるデータの消失を防止するために、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータの消失を防止するために、施設内に消火設備を設置している。 ・バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <p>ガバメントクラウドにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ・事前に持ち出しを許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできない措置を講じている。

技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>不正プログラム対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 <p>不正アクセス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>国保総合(国保集約)システムとの連携ファイルの保管・消去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムと情報を連携する場合、データ連携用PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には削除する。 ・データ連携用PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・OS等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 <p>ガバメントクラウドにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国およびクラウド事業者はデータにアクセスしない契約となっている。 ・当区が委託したASP(アプリケーション提供事業者の略語。「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」(デジタル庁策定。以下「利用説明書」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)またはガバメントクラウド運用管理補助者(利用説明書に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos攻撃(1)対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイル(2)の更新を行う。 ・当区が委託したASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・当区やASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・当区が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 DDos攻撃:外部の複数のコンピューターから、業務アプリケーションのサーバーに大量のデータを送ることで過大な負荷をかけ、処理能力低下や機能停止に追い込む攻撃 2 パターンファイル:コンピューターウイルスの特徴を記録したデータ。ウイルス対策ソフトが対象のデータにウイルスが含まれているか判断する際に使用される。
バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報については、本人の届出に基づき、その都度情報の更新を行っている。 ・国保総合(国保集約)システムとの連携ファイルの保管・消去 ・データ連携用PCに一時的に保管される情報は、サーバーに送信後は削除する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納付、滞納処分、保険給付費の返還請求が終了した後、情報を消去する。正しく消去されていることを職員が確認する。 ・紙媒体については、保存年限ごとに分類して保管し、保存年限を過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。 ・特定個人情報を記録する記録媒体等の利用を終了するときは、原則として物理的に破壊する。ただし、情報システム機器のハードディスク等について、物理的な破壊が困難である場合は、当区の統括情報セキュリティ管理者(情報政策課長)と協議の上、廃棄またはデータの消去方法について決定する。また、廃棄した場合、その記録を管理簿により管理している。 ・国保総合(国保集約)システムとの連携ファイルの保管・消去 ・データ連携用PCに一時的に保管される情報は、サーバーに送信後は削除する。 ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>取りまとめ機関における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、「資格履歴ファイルに格納する業務」および「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 	

その他のリスク対策

1. 監査	
自己点検	<p>[特に力を入れて行っている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>当区における措置 ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に規定する評価書の見直しについて、評価書の内容と運用実態のチェックを1年に1回担当部署において行い、その結果を当区の特定個人情報保護評価取りまとめ担当部署(企画部 情報政策課)に報告している。なお、国保情報集約システムについては、国保連合会に報告を求める。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・運用規則に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</p>
監査	<p>[特に力を入れて行っている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>当区における措置 定期的に内部監査を実施する。</p> <p>・主な監査事項 ・個人番号を取扱う際の運用手順書等の有無および職員の遵守状況の確認 ・安全管理措置に関する教育状況 ・委託事業者の管理状況 等</p> <p>・当区の最高情報セキュリティ責任者である副区長が任命した者を情報セキュリティ監査責任者とし、監査に関する計画を策定する。その計画に基づき、職員および最高情報セキュリティアドバイザー等により監査を実施する。 ・監査の結果を踏まえ、必要に応じ体制等の見直しを図る。</p> <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施している。</p> <p>国保情報集約システムにおける措置 ・番号法第29条の3第2項に基づき個人情報保護委員会へ特定個人情報ファイルの取扱い状況を報告する。当該報告に当たり、国保連合会へ当区に対する同様の報告を求める。</p> <p>ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、ISMAPにおいて、クラウド事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された機関による監査を行うこととしている。</p>

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<p>[特に力を入れて行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>当区における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う職員に対し、個人番号の取扱いにかかる注意事項等を含む、番号制度についての研修を行い、意識向上を図っている。 ・特定個人情報を取り扱う事務の委託事業者に対し、契約内容に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を明記し、秘密保持、目的外利用の禁止、および違反行為を行った者への罰則についても規定している。また、従事者に対し特記事項の内容を周知徹底するとともに、遵守に必要となる教育を実施することを義務付け、その結果を区に報告させている。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。 <p>[練馬区における情報セキュリティに関する教育・啓発]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項: 区における情報セキュリティへの取組、ヒューマンエラー防止対策、サイバーセキュリティに関すること ・教育頻度: 年1回 ・教育方法: 個別学習 ・教育対象: 全職員 <p>中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)および随時(新規要員着任時)実施している。

3. その他のリスク対策

当区における措置

- ・特定個人情報保護評価の実施にあたっては、区としての実施マニュアルを整備している。
- ・評価書の内容は、情報政策課および最高情報セキュリティアドバイザーによる確認および助言を受けている。
- ・「特定個人情報の取扱いに関する実施手順」を作成し、事故等が発生した場合に適切に対応できるようにしている。

取りまとめ機関における措置

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、「資格履歴ファイルに格納する業務」および「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現している。

ガバメントクラウドにおける措置

ガバメントクラウド上における業務データの取扱いについては、当区およびその業務データの取扱いを委託するASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上における業務アプリケーションの運用等に障害が発生した場合等の対応については、原則として、ガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、ASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。

具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、当区と国(デジタル庁)および関係者で協議を行い対応する。

開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	練馬区 総務部 情報公開課 情報公開・個人情報保護担当 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話 5984-4513
請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険資格賦課ファイル、国民健康保険収納管理情報ファイル、国民健康保険給付管理ファイル
公表場所	練馬区役所 西庁舎10階 区民情報ひろば
法令による特別の手続	
個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	練馬区 区民部 国保年金課 電話 5984-4551 練馬区 区民部 収納課 電話 5984-4541 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号
対応方法	電話による問合せを受け付ける。なお、対応内容については記録を残す。

評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	令和6年6月7日
しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
方法	「練馬区区民意見反映制度に関する規則」に準じて、区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、「ねりま区報」に意見募集を行うことの記事を掲載し、区公式ホームページおよび図書館、区民情報ひろば、各区民事務所(練馬区民事務所を除く。)において全文を閲覧できるようにする。
実施日・期間	令和6年7月1日から令和6年7月31日までの31日間
期間を短縮する特段の理由	
主な意見の内容	
評価書への反映	
3. 第三者点検	
実施日	令和6年8月6日
方法	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例(平成12年3月練馬区条例第80号)第7条の規定により、「練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報保護評価等実施委員会」を設置し、点検を実施した。
結果	本評価書について不備はないとの点検結果となった。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
提出日	
個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「基本情報」2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム7」システムの機能	<p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p>	<p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会および情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会および情報提供、本人確認事務に係る機能は行わないが、被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐付けが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。</p>
	「基本情報」2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム「システム7」システムの機能	<p>1 資格履歴管理事務に係る機能 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(1)。 オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 1当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	<p>1 資格履歴管理事務に係る機能 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(またはその一部)、資格情報および各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(1)。 被保険者の基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)と個人番号の紐付けが正しいか否かを検査する用途に限って、医療保険者等向け中間サーバー等によるJ-LISへの照会を行う。 オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 1当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p>	事後	<p>重要な変更当たらない(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。</p>
	「基本情報」5. 個人番号の利用「法令上の根拠」	<p>1 次に掲げる事務については、下記(1)から(4)までのとおり ・社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ・所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ・国民健康保険料の収納管理業務 ・医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ・申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求 (1) 番号法第9条第1項および別表第一の30の項 (2) 番号法第9条第2項 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)24条 (4) 練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月19日条例第49号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第2項および別表第二の3の項 2 オンライン資格確認等システムの業務については、下記のとおり (1) 番号法 第9条第1項および別表第一の30の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令24条 (3) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>1 つぎに掲げる事務については、下記(1)から(3)までのとおり ・社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ・所得等の情報を基にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ・国民健康保険料の収納管理業務 ・医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ・申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求 (1) 番号法第9条第1項および別表の44の項 (2) 番号法第9条第2項 (3) 練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月19日条例第49号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第2項および別表第二の3の項 2 オンライン資格確認等システムの業務については、下記のとおり (1) 番号法 第9条第1項および別表の44の項 (2) 国民健康保険法 第113条の3 第1項および第2項 (3) 住民基本台帳法第30条の9 別表第一の73の2の項(J-LIS照会による本人確認)</p>	事後	<p>重要な変更当たらない(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その照会結果の受領に関する法的根拠を追記。</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「基本情報」6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携「法令上の根拠」	1 次に掲げる事務については、下記(1)、(2)のとおり ・社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ・所得等の情報を基にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ・国民健康保険料の収納管理業務 ・医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ・申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求 (1) 番号法第19条第8号および別表第二(別表第二の情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第二の情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第31条の2の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条, 第25条の2, 第26条	1 つぎに掲げる事務については、下記(1)のとおり ・社会保険離脱や出生、死亡、転入、転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ・所得等の情報を基にした軽減措置等の適用、保険料計算および賦課 ・国民健康保険料の収納管理業務 ・医療機関等からのレセプト請求に係る審査および医療機関等への保険者負担分の支払 ・申請に基づく保険給付ならびに限度額適用認定証等の交付、第三者行為に係る求償、不当利得分の請求 (1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 (情報照会の根拠) 69, 70, 71の項	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	(別添1) 事務内容「A. 国民健康保険の業務全体」	記載なし	・「A. 国民健康保険の業務全体」の図に「ガバメントクラウド」を追加。	事前	重要な変更
	(別添1) 事務内容「B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係」	記載なし	・「B. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係」の図にJ-LISを追加。	事後	重要な変更当たらない(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
	(別添1) 事務内容「C. 国保総合PC、国保情報集約システムと当区システムとの関係」	記載なし	・「C. 国保総合PC、国保情報集約システムと当区システムとの関係」の図にJ-LISを追加。	事後	重要な変更当たらない(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
	(別添1) 事務内容「C. 国保総合PC、国保情報集約システムと当区システムとの関係」	記載なし	・「C. 国保総合PC、国保情報集約システムと当区システムとの関係」の図に「ガバメントクラウド」を追加。	事前	重要な変更
	(別添1) 事務内容「1. 資格継続業務」	記載なし	「1. 資格継続業務」の図に「ガバメントクラウド」を追加。	事前	重要な変更
	(別添1) 事務内容「2. 高額該当の引き継ぎ業務」	記載なし	「2. 高額該当の引き継ぎ業務」の図に「ガバメントクラウド」を追加。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務内容「3. オンライン資格確認等システムで用いるための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」	記載なし	「3. オンライン資格確認等システムで用いるための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」の図に「ガバメントクラウド」を追加。	事前	重要な変更
	(別添1)事務内容「4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)」	記載なし	「4. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等上の被保険者異動情報の基本4情報照会(本人確認)」の内容のページを追加。	事後	重要な変更には当たらない(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」「2. 基本情報」「対象となる本人の範囲」「その必要性」	国民健康保険業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1項および別表第一の30の項の規定による。 ・番号法第19条第8号および別表第二の規定による。	国民健康保険業務における資格情報の管理および賦課処理を適正かつ効率的に行うため。	事後	重要な変更には当たらない(理由)記載内容の見直し
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」「2. 基本情報」「記録される項目」「その妥当性」	・地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報：賦課計算や退職者医療制度の該当非該当判定に必要	・地方税関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報：賦課計算に必要	事後	重要な変更には当たらない(理由)退職者医療制度の終了に伴うもの
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」「3. 特定個人情報の入手・使用」「入手の時期・頻度」	○随時以外 ・年金関係情報(4月・10月)：退職者医療制度の該当非該当のため。 ・年金関係情報(偶数月)：年金特別徴収の該当非該当のため。	○随時以外 ・年金関係情報(偶数月)：年金特別徴収の該当非該当のため。	事後	重要な変更には当たらない(理由)退職者医療制度の終了に伴うもの
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」「3. 特定個人情報の入手・使用」「入手に係る妥当性」	・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号および別表第二の規定に明記されているため。	・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号および別表第二の規定に明記されているため。	事後	重要な変更には当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」「3. 特定個人情報の入手・使用」「使用方法」	資格情報の管理 ・被保険者資格の得喪の認定 ・非自発的失業者等の軽減・減免措置の開始終了情報の管理 ・退職者医療制度への該当非該当情報の管理 ・有資格者に対し、保険証(被保険者証、滞納短期証、資格証明書)、高齢受給者等の交付 ・70歳～74歳の被保険者に係る一部負担金の割合判定 ・都内での転居における資格継続業務	資格情報の管理 ・被保険者資格の得喪の認定 ・非自発的失業者等の軽減・減免措置の開始終了情報の管理 ・有資格者に対し、保険証(被保険者証、滞納短期証、資格証明書)、高齢受給者等の交付 ・70歳～74歳の被保険者に係る一部負担金の割合判定 ・都内での転居における資格継続業務	事後	重要な変更には当たらない(理由)退職者医療制度の終了に伴うもの
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」「3. 特定個人情報の入手・使用」「使用方法」	また、番号法第19条第8号および別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。	事後	重要な変更には当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項4」「委託先名」	株式会社アイ・シー・アール	株式会社アイティフォー	事後	重要な変更には当たらない(理由)委託事業者の変更に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託事項6」委託内容」	オンライン資格確認等システムで用いるために医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理などを行う。	オンライン資格確認等システムで用いるために医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理および個人番号の紐付けが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。	事後	重要な変更当たらない(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1)	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」法令上の根拠」	番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」提供先における用途」	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された事務	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」提供する情報」	番号法第19条第8号別表第二で規定された国民健康保険関係情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された国民健康保険関係情報	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」6. 特定個人情報の保管・消去」保管場所」	記載なし	ガバメントクラウドにおける措置 サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017(1)およびISO/IEC27018(2)の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 1 ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格 2 ISO/IEC27018:パブリッククラウド(複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態)での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格	事前	重要な変更
	「特定個人情報ファイルの概要(1)国民健康保険資格賦課ファイル」6. 特定個人情報の保管・消去」消去方法」	記載なし	ガバメントクラウドにおける措置 ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88(1)、ISO/IEC27001(2)等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 1 NIST800-88: NIST(米国国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針 2 ISO/IEC27001:情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「特定個人情報ファイルの概要(2)国民健康保険収納管理情報ファイル」2.基本情報」対象となる本人の範囲」その必要性」	国民健康保険業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1項および別表第一の30の項の規定による。 ・番号法第19条第8号および別表第二の規定による。	国民健康保険業務における収納管理を適正かつ効率的に行うため。	事後	重要な変更当たらない(理由)記載内容の見直し
	「特定個人情報ファイルの概要(2)国民健康保険収納管理情報ファイル」3.特定個人情報の入手・使用」入手に係る妥当性」	・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号および別表第二の規定に明記されているため。	・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号および別表の規定に明記されているため。	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(2)国民健康保険収納管理情報ファイル」3.特定個人情報の入手・使用」使用方法」	また、番号法第19条第8号および別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(2)国民健康保険収納管理情報ファイル」4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」委託事項4」委託先名」	株式会社アイ・シー・アール	株式会社アイティフォー	事後	重要な変更当たらない(理由)委託事業者の変更に伴うもの
	「特定個人情報ファイルの概要(2)国民健康保険収納管理情報ファイル」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1)	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(2)国民健康保険収納管理情報ファイル」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」法令上の根拠」	番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(2)国民健康保険収納管理情報ファイル」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」提供先における用途」	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された事務	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(2)国民健康保険収納管理情報ファイル」5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」提供する情報」	番号法第19条第8号別表第二で規定された国民健康保険関係情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された国民健康保険関係情報	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「特定個人情報ファイルの概要(2)国民健康保険収納管理情報ファイル」6.特定個人情報の保管・消去」 「保管場所」	記載なし	ガバメントクラウドにおける措置 サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017(1)およびISO/IEC27018(2) の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 1 ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格 2 ISO/IEC27018:パブリッククラウド(複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態)での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格	事前	重要な変更
	「特定個人情報ファイルの概要(2)国民健康保険収納管理情報ファイル」6.特定個人情報の保管・消去」 「消去方法」	記載なし	ガバメントクラウドにおける措置 ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88(1)、ISO/IEC27001(2)等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 1 NIST800-88:NIST(米国国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針 2 ISO/IEC27001:情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格	事前	重要な変更
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」2.基本情報」 「その必要性」	国民健康保険業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1項および別表第一の30の項の規定による。 ・番号法第19条第8号および別表第二の規定による。	国民健康保険業務における給付処理を適正かつ効率的に行うため。	事後	重要な変更当たらない(理由)記載内容の見直し
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」3.特定個人情報の入手・使用」 「入手に係る妥当性」	・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号および別表第二の規定に明記されているため。	・情報提供ネットワークシステムを介した情報の入手については、番号法第19条第8号および別表の規定に明記されているため。	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」3.特定個人情報の入手・使用」 「使用方法」	また、番号法第19条第8号および別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。	また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項4」 「委託先名」	株式会社アイ・シー・アール	株式会社アイティフォー	事後	重要な変更当たらない(理由)委託事業者の変更に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」「4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項6」「委託内容」	オンライン資格確認等システムで用いるために医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理などを行う。	オンライン資格確認等システムで用いるために医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理および個人番号の紐付けが正しいか否かを検査するためのJ-LIS照会などを行う。	事後	重要な変更当たらない(理由)とりまとめ機関が、オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付け管理などを行うための特定個人情報ファイルについて、J-LISへの照会により個人番号点検を実施することになったため、その旨を追記。
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1)	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」「法令上の根拠」	番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」「提供先における用途」	番号法第19条第8号別表第二で規定された事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された事務	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」「5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」提供先1」「提供する情報」	番号法第19条第8号別表第二で規定された国民健康保険関係情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定された国民健康保険関係情報	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」「6.特定個人情報の保管・消去」「保管場所」	記載なし	<p>ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017(1)およびISO/IEC27018(2)の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格 2 ISO/IEC27018:パブリッククラウド(複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態)での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「特定個人情報ファイルの概要(3)国民健康保険給付管理ファイル」6.特定個人情報の保管・消去」消去方法、	記載なし	ガバメントクラウドにおける措置 ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88(1)、ISO/IEC27001(2)等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 1 NIST800-88: NIST(米国国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針 2 ISO/IEC27001: 情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格	事前	重要な変更
	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務 内容を主務省令第2条の表に合わせて修正	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」3.特定個人情報の使用」リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」宛名システム等における措置の内容、	宛名システム等(団体内統合宛名システム)は、必要な情報以外の紐付けが行われないよう、システムで制御している。また、番号法別表第二に定められた事務を所掌する部署のうち、必要な者のみに使用権限を設定し、その他の者はアクセスが行えないような仕組みとしている。	宛名システム等(団体内統合宛名システム)は、必要な情報以外の紐付けが行われないよう、システムで制御している。また、番号法別表に定められた事務を所掌する部署のうち、必要な者のみに使用権限を設定し、その他の者はアクセスが行えないような仕組みとしている。	事後	重要な変更当たらない(理由)法改正による修正
	「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7.特定個人情報の保管・消去」リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」物理的対策」具体的な対策の内容、	記載なし	ガバメントクラウドにおける措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理を行っている。 ・事前に持ち出しを許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできない措置を講じている。	事前	重要な変更
	「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7.特定個人情報の保管・消去」リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」技術的対策」具体的な対策の内容、	記載なし	ガバメントクラウドにおける措置 ・国およびクラウド事業者はデータにアクセスしない契約となっている。 ・当区が委託したASP(アプリケーション提供事業者の略語、「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」(デジタル庁策定。以下「利用説明書」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)またはガバメントクラウド運用管理補助者(利用説明書に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos攻撃(1)対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイル(2)の更新を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(上の行の続き) 「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対」7. 特定個人情報の保管・消去」1. リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」1. 技術的対策」1. 具体的な対策の内容」	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> 当区が委託したASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 当区やASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 当区が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 DDos攻撃: 外部の複数のコンピューターから、業務アプリケーションのサーバーに大量のデータを送ることで過大な負荷をかけ、処理能力低下や機能停止に追い込む攻撃 2 パターンファイル: コンピューターウイルスの特徴を記録したデータ。ウイルス対策ソフトが対象のデータにウイルスが含まれているか判断する際に使用される。 	事前	重要な変更
	「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」7. 特定個人情報の保管・消去」3. リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」消去手順」1. 手順の内容」	記載なし	ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
	「その他のリスク対策」1. 監査」1. 監査」1. 具体的な内容」	<p>当区における措置 「練馬区情報セキュリティに関する監査実施要綱」に従い、内部監査を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>ガバメントクラウドにおける措置 を追加</p>	<p>当区における措置 定期的に内部監査を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ評価制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、ISMAPにおいて、クラウド事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	重要な変更
	「その他のリスク対策」3. その他のリスク対策」	記載なし	<p>ガバメントクラウドにおける措置 ガバメントクラウド上における業務データの取扱いについては、当区およびその業務データの取扱いを委託するASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上における業務アプリケーションの運用等に障害が発生した場合等の対応については、原則として、ガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、ASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。</p> <p>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、当区と国(デジタル庁)および関係者で協議を行い対応する。</p>	事前	重要な変更

特定個人情報保護評価書（全項目評価書） 国民健康保険用語解説

番号	索引	用語	意味
1	D	DRタグ	無線LANによる通信を利用した管理タグ。タグがついたまま特定のエリアから出ようとするときアラームが鳴るようになっている。
2	J	J-LIS	地方公共団体情報システム機構の略称。国と地方公共団体が共同で管理する法人で、マイナンバーカード関連システム、住民基本台帳ネットワークシステム等、各種システムの開発・運営を行う。
3	V	VPN	VPNはバーチャル プライベート ネットワーク (Virtual Private Network) の略。 公衆回線を使用してネットワークを利用する際、様々な利用者の情報が流れるため、VPNの技術により仮想的に専用回線を作り、これを利用することで安全性を高めている。
4	い	一部負担金 (負担金割合)	医療機関等で被保険者が負担する金額のこと。小学校入学前の未就学児は総医療費の2割負担。小学校入学後から69歳までは総医療費の3割負担。70歳～74歳は、所得に応じて総医療費の2割負担もしくは3割負担になる。
5	い	インポートデータ ・エクスポート データ	データベースから見て、他から入力されるデータをインポートデータ、他へ出力するデータをエクスポートデータと呼ぶ。
6	い	医療保険者等	医療保険制度を運営している医療保険者等。 区市町村および「全国健康保険協会」、「健康保険組合」、「国民健康保険組合」、「後期高齢者医療広域連合」を指す。
7	い	医療保険者等向け 中間サーバー等	医療保険者等向け中間サーバー、運用支援環境、運用支援環境（情報提供サーバー）から構成されるシステムの総称
8	い	医療保険者等向け 中間サーバー	番号法の規定に基づき、医療保険者等において保持する特定個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステム等を経由した情報連携、機関別符号及び情報提供等記録の管理等の役割を担うシステムを指す。
9	い	インターフェイス システム	インターフェイス：二つのものが接続・接触する箇所や、両者の間で情報や信号などをやりとりするための手順や規約を定めたもの
10	う	ウイルスパターン ファイル	コンピュータウイルスの駆除に必要なデータファイルのこと。
11	う	運用支援環境	資格履歴の管理等、業務支援の役割を担うシステムを指す。

番号	索引	用語	意味
12	か	過誤納金	過納金と誤納金の総称。過納金とは、確定された保険料額が納付または徴収されたのち、減額等がなされることによって、結果的に多く納め過ぎた保険料額。誤納金とは、納付の時点で債務がないにも関わらず誤って納入・徴収された場合の保険料額
13	が	ガバメントクラウド	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針に基づき、デジタル庁が提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。
14	か	還付・充当	還付は、過誤納金が発生した場合、納付者に返金すること。 充当は、納期が過ぎた未納の保険料がある場合に、過誤納金を還付せずにその保険料に充てること。
15	き	機関別符号	情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携する際に、安全性確保の観点から個人番号に代わって用いられる、情報保有機関ごとに振り出される数値や文字列のことを指す。情報提供ネットワークシステム及び情報保有機関において情報連携を行う際の個人の識別子となる。個人番号を用いて住基ネットから情報提供ネットワークシステムを介して取得する。 なお、番号法施行令第20条において、「情報提供用個人識別符号」と定義されているものと同ーである。
16	く	クラウドサービス	インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するもの。なお、利用者は役務として提供されるコンピュータ資源がいずれの場所に存在しているか認知できない場合がある。
17	け	結核精神受給者証	結核医療給付金受給者証と国民健康保険受給者証（精神通院）のこと。 結核医療給付金受給者証は、結核医療受給者の方で住民税が非課税（20歳未満の方は世帯主が非課税）の場合、外来の自己負担分を国民健康保険が負担することを証明するもの。 国民健康保険受給者証（精神通院）は、障害者総合支援法の適用を受けている方で、世帯の国民健康保険被保険者全員の住民税が非課税の場合、外来の自己負担分を国民健康保険が負担することを証明するもの。
18	げ	限度額適用認定証	医療費の自己負担限度額に係る所得区分を証明するためのもの。医療機関等で保険証とともに提示することで、同じ人が同じ月に同じ医療機関等（入院・外来別）で支払う保険診療分の支払いを自己負担限度額までに抑えることができる。 自己負担限度額：年齢や世帯の所得状況等に応じた所得区分によって定められている、同一月に負担する医療費の限度額
19	こ	高齢受給者証	医療機関等で被保険者が負担する割合が記載されており、70歳～74歳の高齢者に交付される証のこと。
20	こ	高額療養費	限度額適用認定証を提示せずに医療機関等を受診したときなどで、自己負担限度額を超える医療費を支払った場合、超えた分を高額療養費として申請に基づき支給している（保険適用分のみで計算）。

番号	索引	用語	意味
21	こ	公示送達	相手方の住所・居所がわからない等文書を送達すべき場所が明らかでない場合、または送達に困難な事情がある場合に、所定の方法で掲示することにより法的に文書が送達したものとする手続きのこと。
22	こ	国保情報集約システム	都道府県単位で資格情報および高額療養費の多数回該当情報の管理を主に行うために国が開発したシステム。都道府県内すべての区市町村は、管轄の国保連合会に共同で管理運営を委託する。
23	こ	国保総合システム	国保連合会が管理運用しているシステムで、レセプトに係る審査・支払・管理等の一貫した処理を行うシステムの総称。国保総合システムでは個人番号を使用しない。
24	こ	国保総合PC	国保総合システムおよび国保情報集約システムによる事務を行うために区市町村に設置しているパソコン端末。国保総合システムと国保情報集約システムの運用においては端末を共有して使用する。
25	こ	国保連合会	国民健康保険団体連合会のことで、国民健康保険法第83条に基づき、保険者（区市町村・国民健康保険組合）が共同で目的を達成するため必要な事業を行うことを目的に設立された公法人。医療機関等からの保険者に対するレセプト請求の審査支払業務などを行っている。
26	さ	催告書	国民健康保険料の債務者である世帯主等が、督促状を発してもなお保険料を完納しない場合に、納付をさらに促すための文書
27	さ	差額支給	やむを得ず高齢受給者証を医療機関等に提示できなかったときなどで、3割（または2割）の自己負担分を支払った場合、正しい自己負担額との差額（高齢差額）を申請に基づき支給している。
28	し	資格証明書	国民健康保険料を滞納している被保険者のうち一定の要件に該当した場合について、被保険者証に替えて交付される証明書。診療費用は全額自己負担となる。
29	し	支払済額確認書	1年間に納付された保険料総額（確定申告書等の社会保険料控除額）を確認するための書類
30	し	社会保険診療報酬支払基金（支払基金）	社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年7月10日法律第129号）に基づき設立された法人であり、診療報酬の審査・支払業務等を行う。
31	し	出産育児一時金	被保険者が出産した場合（または妊娠85日以上での死産・流産の場合）に申請に基づき支給しているもの。
32	じ	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳を基礎にした全国的なコンピュータネットワークのこと。住民基本台帳ネットワークシステムに記録されている項目は、個人番号のほかに法律で定められている氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード・これらの変更情報の6つの情報に限られている。

番号	索引	用語	意味
33	じ	情報提供ネットワークシステム	番号法により、国や他機関との連携が可能な情報をやり取りする際に、必要となるシステム。総務大臣が設置・管理する。
34	せ	セキュリティパッチ	コンピュータで使用しているソフトウェアであるオペレーティングシステム(OS)やミドルウェアは、セキュリティ的に脆弱な部分が発見されることがある。ソフトウェアメーカーは、その都度、脆弱な部分を埋め合わせるソフトウェアを作り、これをセキュリティパッチと呼ぶ。
35	そ	葬祭費	被保険者が亡くなり葬儀を行った場合、葬儀を行った方(喪主)に申請に基づき支給しているもの。
36	た	滞納処分	国民健康保険料の債務者である世帯主等が、保険料を納付期限内に完納しない場合に、保険料の徴収を強制的に実現する地方公共団体の自力執行の手続き
37	た	滞納整理事務	納付すべき国民健康保険料が納付期限までに完納されない場合を滞納といい、これを納付させるために行う事務をいう。
38	た	滞納短期証(短期証)	国民健康保険料を滞納している被保険者に対して交付される有効期限の短い被保険者証。診療費用の一部負担金の割合は通常の被保険者証と同じ
39	た	他庁照会書	転入により、課税権がない人の所得情報を課税権のある自治体に問い合わせるための照会書のこと。
40	た	タイムスタンプ	コンピュータでデータ連携を実行する際、いつ実行されたか時間を記録するが、この記録のことをタイムスタンプと呼ぶ。
41	た	第三者行為	交通事故や傷害など自分以外の第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として相手方(第三者)が過失割合に応じて負担するべきものだが、国民健康保険に届け出ることによって一時的に保険証を使用して治療を受けることができる。この場合、後日、国民健康保険が負担した分を相手方に過失割合に応じて返還請求(求償)している。
42	ち	中間サーバープラットフォーム(中間サーバー)	情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うため、区の既存システムが持つ個人情報の副本等を保有する役割を担う中間サーバーの拠点のこと。地方公共団体情報システム機構が整備を進めている。
43	ち	調定	区の収入すべき債権を内部的に確定するための調査決定のこと。
44	で	データ連携用PC	国民健康保険システムと国保情報集約システムとのファイル連携処理を自動化するためのパソコン端末。データ連携用PCと国保情報集約システムとの通信は、通信経路限定およびファイアウォールによる通信プロトコル限定等を行い、セキュリティの確保された特定通信とし、通信は暗号化する。

番号	索引	用語	意味
45	と	督促状	国民健康保険料の債務者である世帯主等が、納期を過ぎてもなお保険料を完納しない場合に、期限を指定して納付を促すための文書
46	と	特定疾病療養受療証	「人工透析を実施している慢性腎不全」「血友病」「抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)」の方で、その診療に係る自己負担限度額が、1つの医療機関につき1か月1万円(または2万円)となることを証明するもの。
47	と	取りまとめ機関	医療保険者等向け中間サーバー等を設置・運用する機関の総称であり、「社会保険診療報酬支払基金(以下支払基金)」及び「国民健康保険中央会(以下 国保中央会)」が共同で担う。
48	ね	年金特別徴収	公的年金(主に老齢基礎年金)から国民健康保険料を引き落とすこと。一定の条件あり。
49	の	納入済額証明書	年度ごとの保険料賦課額と保険料納付済額の証明書
50	の	納入通知書	世帯主宛に送られ、決定された保険料や被保険者名、被保険者の資格期間、個々の概算額等が記載された通知書のこと。
51	の	ノーコード型電子申請サービス	ソースコードの記述を必要とせず、アプリケーション操作で作成できる電子申請サービス
52	ば	バッチ処理	コンピュータシステムの処理方式の一種で、コンピュータにおいて一定期間のデータ、あるいは一定量のデータをまとめて一括で行う処理のこと。
53	ひ	非自発的失業者	会社の倒産・解雇により離職した人のこと。
54	ひ	被保険者	練馬区国民健康保険加入者のこと。
55	ひ	被保険者枝番	医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号
56	ふ	ファイアウォール	コンピュータやネットワークと外部ネットワークの境界に設置され、内外の通信を中継・監視し、外部の攻撃から内部を保護するためのソフトウェアや機器、システムなどのこと。原義は「防火壁」であり、外部ネットワークからの攻撃に対する防御を、火事の炎を遮断して延焼を防ぐことになぞらえている。
57	ふ	負担金割合(一部負担金)	医療機関等で被保険者が負担する金額の割合のこと。小学校入学前の未就学児は2割負担。小学校入学後から69歳までは3割負担。70歳～74歳は、所得に応じて2割負担か3割負担になる。

番号	索引	用語	意味
58	ふ	不当利得	国民健康保険の保険資格を喪失した後に、国民健康保険の保険証を提示して医療機関等を受診したことにより国民健康保険が支払った保険者負担分について、不当利得分として被保険者に返還請求を行っている。
59	ふ	不納欠損	滞納分の徴収金が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させること。
60	ほ	保険者	国民健康保険を運営している区市町村および国民健康保険組合のこと。 練馬区においては、東京都と練馬区が共同保険者となっている。
61	ほ	保険者負担分	被保険者が保険証を提示して医療機関等を受診すると、年齢や所得状況に応じて一部負担金（総医療費の1～3割）を支払うが、自己負担分を除いた費用（7～9割）のこと。医療機関等からのレセプト請求に基づき保険者が支払う。
62	み	ミドルウェア	ソフトウェアの種類の一つで、オペレーティングシステム（OS）とアプリケーションソフトの中間に位置し、様々なソフトウェアから共通して利用される機能を提供するもの。OSが提供する機能よりも分野や用途が限定された、具体的・個別的な機能を提供する場合が多い。
63	り	療養費	緊急その他やむを得ない理由で医療機関等に保険証を提示しなかったときや医師の指示により治療用装具（補装具）を作ったときなどで、医療費の全額を支払った場合、そのうちの保険者負担分を療養費として申請に基づき支給している。
64	れ	レセプト	診療報酬明細書のことで、医療機関等が保険者に対し、保険者負担分について請求するために作成する、保険適用分の医療費の明細書